

資料編

(目次)

1	地震調査研究推進本部による主要活断層の長期評価（地震発生確率の評価）	資-1
2	熊本地震における建築物の被害の概要	資-2
3	熊本県における被害状況シミュレーション等	資-5
4	地震ハザードステーション（J-SHIS）による震度分布図【参考】	資-18
5	住宅の耐震化率の算定方法について	資-25
6	特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震化の状況	資-31
7	緊急輸送道路について	資-31
8	関係法令等	資-41
9	熊本県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会	資-65

1 地震調査研究推進本部による主要活断層の長期評価(地震発生確率の評価)

(政府・地震調査研究推進本部 算定基準日:令和8年1月1日)

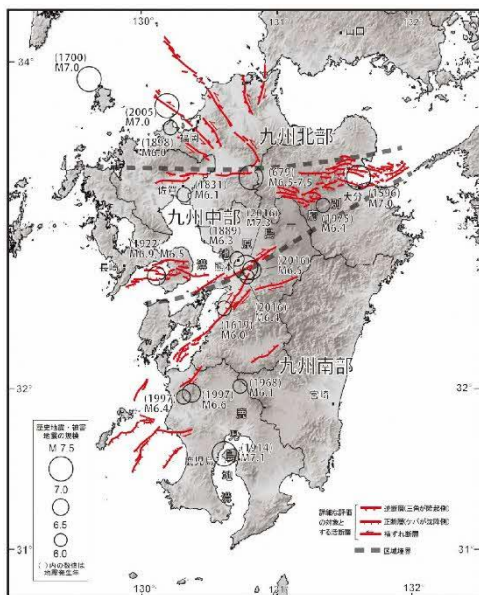
Sランク(高い) 全国で36区間
Aランク(やや高い) 全国で50区間
Zランク(ほぼ0%) 全国で62区間
Xランク(不明) 全国で57区間

計:205区間

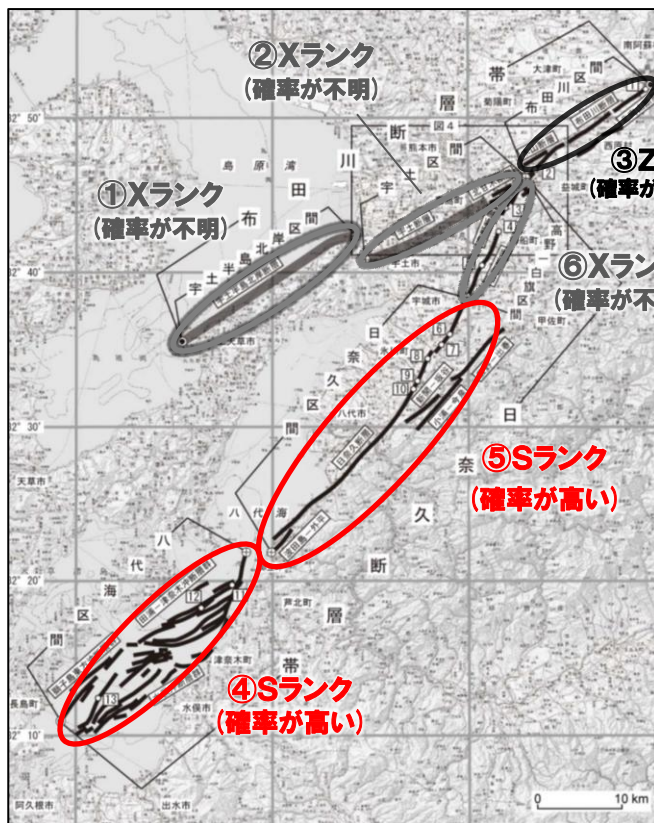
Sランク: 評価対象主要断層中(不明分を除く)、地震発生確率が最も高い

熊本県内

- 日奈久断層帯(八代海区间)
- 日奈久断層帯(日奈久区间)



【九州地域において詳細な評価の対象とする活断層のずれの向きと種類及び九州地域で発生した歴史地震・被害地震の震央】
(出典:地震調査研究推進本部 九州地域の活断層の長期評価の概要)



【布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置】
(出典:地震調査研究推進本部 布田川断層帯・日奈久断層帯の評価(一部改訂) ランクの図示は県による。)

【主要活断層帯の長期評価の概要(熊本県分抜粋)】

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層 における相対的評価		地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔 最新活動時期
		ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		
① 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	Xランク		不明	不明	不明	不明	不明
② 布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク		不明	不明	不明	不明	不明
③ 布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0-0.001	8,100年-26,000年程度 平成28年(2016年)熊本地震
④ 日奈久断層帯 (八代海区间)	7.3程度	Sランク		ほぼ0%~16%	ほぼ0%~30%	ほぼ0%~50%	0.1-1.6	1,100年-6,400年程度 約1,700年前以後、約900年前以前
⑤ 日奈久断層帯 (日奈久区间)	7.5程度	Sランク		ほぼ0%~6%	ほぼ0%~10%	ほぼ0%~20%	0.2-2.3	3,600年-11,000年程度 約8,400年前以後、約2,000年前以前
⑥ 日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	Xランク		不明	不明	不明	不明	不明 約1,600年前以後、約1,200年前以前
⑦ 緑川断層帯	7.4程度	Zランク		0.04%~0.09%	0.07%~0.1%	0.1%~0.3%	不明	34,000-68,000年程度 不明
⑧ 出水断層帯	7.0程度	Aランク		ほぼ0%~1%	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~4%	0.3-0.9	概ね8,000年 約7,300年前以後、約2,400年前以前
⑨ 人吉盆地南縁断層	7.1程度	Aランク		1%以下	2%以下	4%以下	0.9以下	約8,000年以上 約7,300年前以後、約3,200年前以前
⑩ 万年山-崩平山断層帯	7.3程度	Zランク		0.004%以下	0.008%以下	0.03%以下	0.4以下	約2,100-3,700年 13世紀以後

(出典:地震調査研究推進本部 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧)

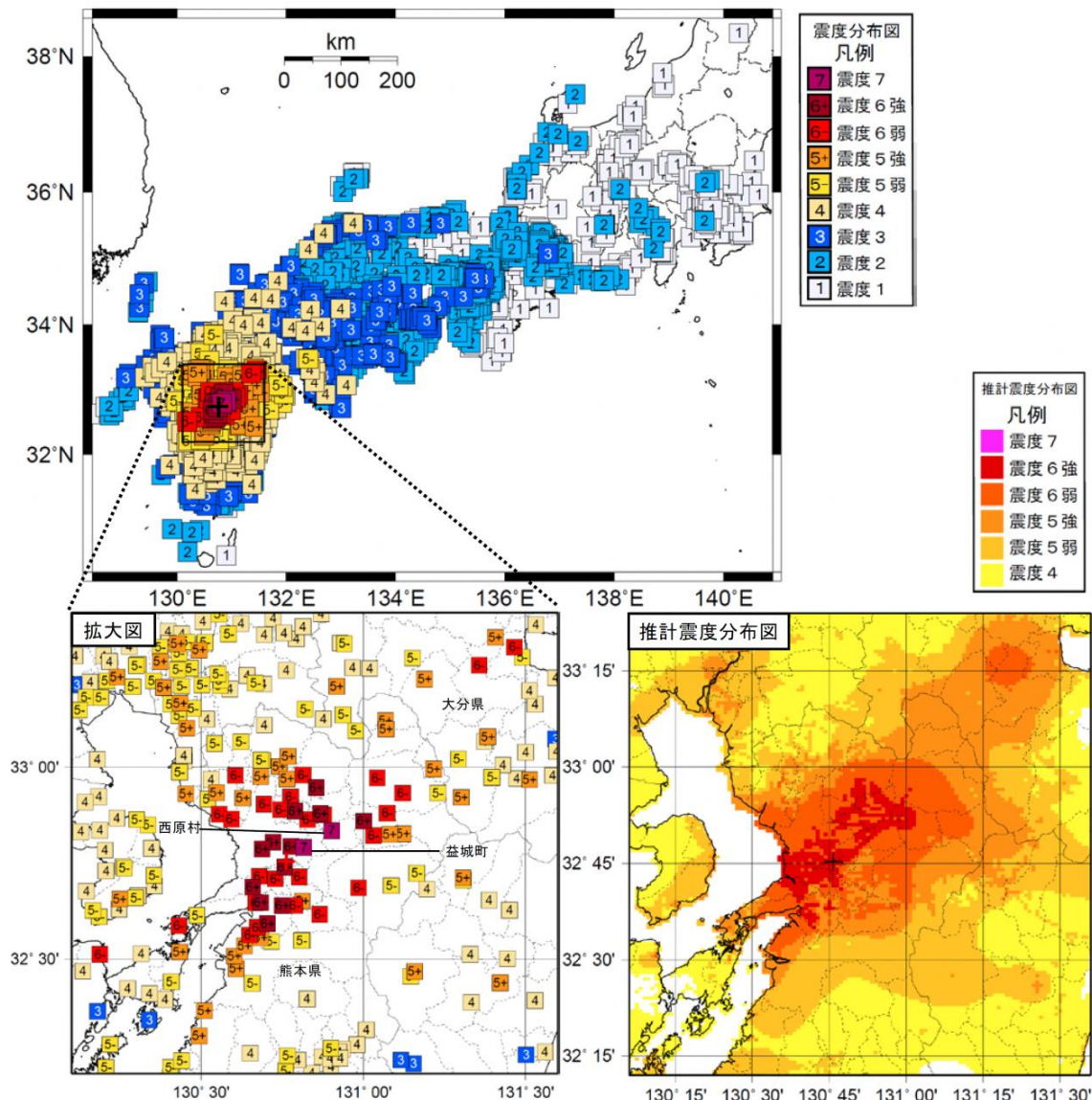
2 熊本地震における建築物の被害の概要

熊本地震の概要

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ 11km でマグニチュード 6.5 の地震（前震）が発生し、上益城郡益城町では最大震度 7 を観測しました。更に、この地震の約 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に同地方の深さ 12km でマグニチュード 7.3 の地震（本震）が発生し、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度 7 を観測しました。震度 7 の観測は九州地方では初めてのことであり、一連の地震活動で震度 7 を 2 度観測、更に 2 自治体同時に震度 7 を観測したことは、観測史上初めてのことです。

【平成 28 年熊本地震の概要】

項目	前震	本震
発生日時	平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分 【震源地】 熊本県熊本地方（深さ 11km）	平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分 【震源地】 熊本県熊本地方（深さ 12km）
地震規模	マグニチュード 6.5	マグニチュード 7.3
最大震度	震度 7（益城町）	震度 7（益城町、西原村）



【平成 28 年熊本地震（本震）の震度分布図及び推計震度分布図】

（資料：気象庁HP）

熊本地震の被害状況

令和 7 年 4 月 11 日時点で人的被害は死者 275 人、重軽傷者 2,739 人、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟、床上浸水 114 棟、床下浸水 156 棟、一部破損 155,239 棟、合計 198,655 棟に上っています。また、宅地においても地盤の亀裂や陥没、液状化等の被害が確認されています。

【被害状況一覧】

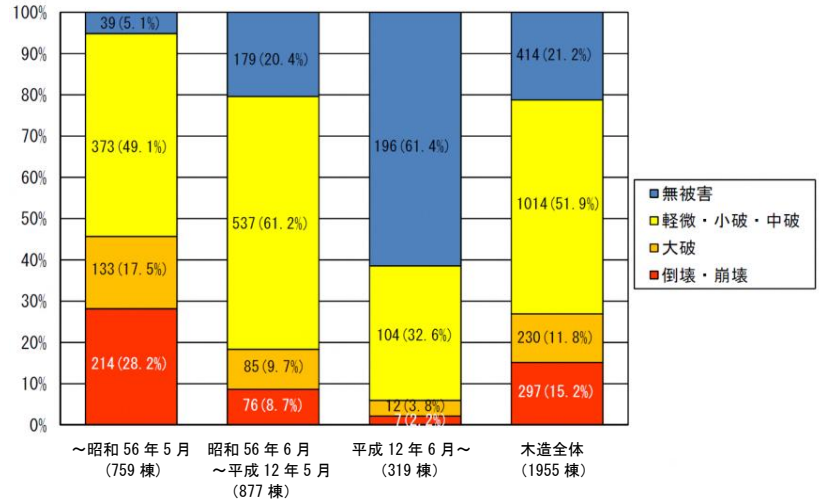
被害区分		状況	備考
人的被害	死者数	275 人	平成 28 年 6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5 人を含む
	重軽傷者	2,739 人	平成 28 年 6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた被害者 3 人を含む
住家被害	全壊	8,657 棟	平成 28 年 6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められたものを含む (全壊 15 棟、半壊 100 棟、床上浸水 114 棟、床下浸水 156 棟、一部破損 9 棟)
	半壊	34,489 棟	
	床上浸水	114 棟	
	床下浸水	156 棟	
	一部破損	155,239 棟	

(資料:「平成 28 年(2016 年)熊本地震等に係る被害状況について(第 356 報)」令和 7(2025)年 4 月 11 日)

建築物の被害状況

益城町中心部の建築物の被害が著しい地域で日本建築学会が行った建築物の悉皆調査(対象範囲内の全数調査)では昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づく耐震基準(以下「旧耐震基準」という。)のもとで建設された木造建築物の倒壊率は 28.2%に上り、新耐震基準のもとで建設された木造建築物の倒壊率(昭和 56 年 6 月~平成 12 年 5 月:8.7%、平成 12 年 6 月以降:2.2%)と比較して顕著に高くなっています。

また、昭和 56 年 6 月以降建設のうち倒壊した木造建築物の被害要因のほとんどは、柱と梁等の接合部が平成 12 年 6 月以降の建築基準法の規定による仕様を満たしていなかったためであると分析されています。接合部以外で被害を大きくしたと考えられる要因は、地盤変状、隣接する建築物の衝突、シロアリによる木材の劣化とみられています。



【木造の建築時期別の被害状況】

(資料:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書)



【住宅の倒壊】

学校施設は、構造体の耐震化が進んでいたため、一部損壊はあるものの倒壊した棟はありませんでしたが、県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 601 校の 6 割以上にあたる 393 校が被災し、体育館の天井材や照明設備の落下等によって、指定避難所として十分に機能しなかった施設もありました。(平成 30 年 3 月時点:熊本地震の対応に関する検証報告書)



【天井の脱落(校舎)】



【渡り廊下の倒壊(校舎)】
(写真:熊本県教育委員会)

庁舎等は、8 市町（八代市、人吉市、水俣市、天草市、宇土市、大津町、小国町、益城町）で損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされました。



【庁舎棟の局部崩壊】



【渡り廊下の被害】



【耐力壁のせん断ひび割れ】
(写真:国立研究開発法人 建築研究所)

また、建築物周辺地盤の地割れや凹凸などの地盤変状、液状化による建築物被害も数多く発生しました。



【盛土擁壁の被害】



【液状化による建築物の傾斜】



【建築物の外周地盤の沈下】

■その他の被害状況

その他、ブロック塀の倒壊による被害、エアコンの室外機や給湯施設の転倒の被害、エレベーター停止による閉じ込め被害なども多く発生しました。



【ブロック塀の倒壊】



【給湯施設の転倒】
(熊本大学減災型社会システム実践研究教育センター)

3 熊本県における被害状況シミュレーション等

■ 県内における過去の主な地震・津波

熊本県で発生した主な地震を以下に整理します。

【熊本県で発生した主な地震】

西暦（和暦）	地域	地震規模	主な被害
744年6月6日 （天平16）	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	田地290町、民家流出470軒、死者1,520名。 ■津波被害含む
1619年5月1日 （元和5）	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ公私の家屋が破壊した。
1625年7月21日 （寛永2）	熊本	M5~6	地震のため熊本城の火薬庫爆発、天守付近の石壁の一部が崩れた。城中の石垣にも被害、死者約50。
1723年12月19日 （享保8）	肥後・豊後・筑後	M6.5	肥後で倒家980、死者2。飽田・山本・山鹿・玉名・菊池・合志各郡で強く、柳川辺でも強く感じた。
1769年8月29日 （明和6）	日向・豊後・肥後	M7.3/4	延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。
1792年5月21日 （寛政4）	雲仙岳	M6.4	前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山（眉山：天狗山）の東部がくずれ、崩土約0.34km ³ が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。■津波被害含む
1828年5月26日 （文政11）	長崎	M6.0	出島の周壁が数か所潰裂。天草で激しかったという。天草の海中で噴火に似た現象があったという。
1889年7月28日 （明治22）	熊本付近	M6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者20・負傷52、家屋全壊228・半壊138、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133。柳川地方でも潰家60余。肥後・筑後地方で強震。
1894年8月8日 （明治27）	熊本県北部	M6.3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損15、石垣の崩壊が多かった。長陽村で家屋破損1、石垣崩壊9。
1895年8月27日 （明治28）	熊本県北東部	M6.3	阿蘇郡山西村で土蔵破損400、堤防亀裂8、石垣崩壊22、石碑・石灯笼の転倒多し。永水村で家屋破損5。その他の諸村で小被害。肥後・筑後地方で強震。
1906年3月17日 （明治39）	熊本付近	-	熊本市内で陶器店・ガラス店にて多少の被害。 最大震度Ⅳ：熊本〔出典：熊本県の気象百年（熊本地方気象台）〕
1907年3月10日 （明治40）	熊本付近	M5.4	煉瓦煙突破壊1、家・倉庫壁の亀裂3などの軽被害。最大震度Ⅳ：熊本
1909年11月10日 （明治42）	宮崎・熊本県境	M7.6	震域広く日向・土佐で潰家・死者あり。宮崎市で被害大。県内で負傷3。 最大震度Ⅴ：宮崎・大分・鹿児島・佐賀・岡山・徳島・広島など。震度Ⅳ熊本。
1931年12月21日 （昭和6）	八代海	M5.5	大矢野島群発地震。22日と26日にM：5.6、5.9の地震（下記）。21日、22日の地震により八代町沿岸に多少の被害。26日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落50~60、堤防亀裂、石垣崩壊等の被害。大矢野島の護岸・堤防決壊す。最大震度Ⅴ：牛深。
1931年12月22日 （昭和6）	八代海	M5.6	被害は上記の地震と重複。最大震度Ⅴ：牛深
1931年12月26日 （昭和6）	八代海	M5.9	被害は上記の地震と重複。最大震度Ⅴ：牛深
1937年1月27日 （昭和12）	熊本県中部	M5.1	上益城郡秋津村で長さ10間（18m）幅3尺（0.9m）の石橋崩れ落つ。最大震度Ⅴ：牛深
1941年11月19日 （昭和16）	日向灘	M7.2	日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者2・負傷18、家屋全壊27・半壊32、その他、石垣崩壊、煙突破損、道路破壊等あり。宇和島・宿毛でも軽微な被害。九州の東岸・四国の西岸に津波襲来し、細島・青島・宿毛で波高約1m。船舶の転覆流失あり。干潮時のため津波による陸上の被害なし。余震多く、30日までに有感23回・無感71回。最大震度Ⅴ：宮崎・人吉・宿毛・延岡
1960年5月24日 （昭和35）	南米チリ沖	M8.1/4 ~8.1/2	23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に襲来して被害を生じた。大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸 下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断 ■津波被害含む
1968年2月21日 08時51分 （昭和43）	宮崎県南西部	M5.7	えびの地震。2月10日頃から前震あり、この地震に引き続き21日10時45分（M：6.1）22日19時19分（M：5.6）にも地震があり、これらの地震で被害が発生した。多数の余震あり。死者3・負傷42、家屋全壊368・半壊3,176、非住家被害1,494、道路被害73、橋梁損壊9、堤防亀裂4、山（崖）崩れ44、鉄道被害6、通信施設被害100。 最大震度Ⅴ：人吉
1968年2月21日 10時45分 （昭和43）	宮崎県南西部	M6.1	えびの地震の最大規模の地震。被害は上記の地震と重複。最大震度Ⅴ：人吉。

（この資料は、令和7年度修正 熊本県地域防災計画より作成しています。）

西暦（和暦）	地域	地震規模	主な被害
1968年2月22日 （昭和43）	宮崎県南西部	M5.6	被害は上記の地震と重複。最大震度Ⅳ：人吉。
1968年3月25日 （昭和43）	宮崎県南西部	M5.4	えびの地震の余震。死者3、住家全壊18・半壊147、非住家被害309、道路損壊6、橋梁破損5、山（崖）崩れ11、通信施設被害97。最大震度Ⅳ：人吉。
1975年1月23日 （昭和50）	熊本県北東	M6.1	阿蘇郡一の宮町手野地区に被害集中。負傷10、道路損壊12、山（崖）崩れ15。最大震度Ⅴ：阿蘇山。
1984年8月7日 （昭和59）	日向灘	M7.1	宮崎・大分・熊本の各県で被害。負傷9、建物一部破損319など。弱い津波があり、延岡で18cmを記録。最大震度Ⅳ：宮崎・延岡・油津・大分・熊本・宇和島。
1987年3月18日 （昭和62）	日向灘	M6.6	宮崎県で被害大。死者1・負傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。大分・熊本県でも被害あり。最大震度Ⅳ：熊本、阿蘇山、人吉。

〔ここまでの出典：日本被害地震総覧他〕

1997年3月26日 （平成9）	薩摩地方	M6.6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害発生。 最大震度：4（熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、牛深市、芦北町、大矢野町）
1997年5月13日 （平成9）	薩摩地方	M6.4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害発生。 最大震度：4（八代市、松橋町、人吉市、芦北町、大矢野町）
1999年3月9日 （平成11）	阿蘇地方	M4.8	西原村、長陽村等においてブロック塀の倒壊、屋根瓦の落下、落石等の被害発生。 最大震度：4（※旭志村）
2000年6月8日 （平成12）	熊本地方	M5.0	益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦多数落下、砥用町で落石被害発生。 最大震度：5弱（※富合町、※嘉島町）
2001年1月10日 （平成13）	阿蘇地方	M4.1	高森町で落石、水道管破裂、屋根瓦の落下、窓ガラス破損等の被害発生。 最大震度：3（※産山村、※波野村、※蘇陽町、※白水村、※久木野村、※長陽村、※清和村）〔高森町の文部科学省設置の地震計で震度5強を表示〕
2005年6月3日 （平成17）	天草芦北地方	M4.8	負傷者2名（重傷者1名） 最大震度：5弱（上天草市大矢野町）
2011年10月5日 （平成23）	熊本地方	M4.5	住家の一部破壊 最大震度5強（※菊池市旭志）。
2016年4月14日 （平成28）	熊本地方	M6.5	-
2016年4月16日 （平成28）	熊本地方	M7.3	平成28年（2016年）熊本地震において、日奈久断層帯（高野—白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した（前震では※益城町、本震では※益城町と※西原村において観測）。その被害は甚大なものであり、死者275人、重軽傷者2,739人、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,489棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。（令和7年4月11日時点） また、国道57号や阿蘇大橋などの幹線道路の寸断や電気、水道、ガスなどのライフラインの停止など、県民の生活を支えるインフラに甚大な被害が発生した（停電約45万件、ガス供給停止約10万件、断水約39万件）。 さらに、日本3大名城の一つである熊本城のほか、水前寺成趣園や阿蘇神社などの文化財も大きな被害を受けた。なお、活発な余震活動も加わり、市町村が開設した避難所には、最大で183,882人（県人口の約1割。平成28年4月17日午前9時30分時点）が避難。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。（発災から平成28年11月18日まで開設） このように被害が広範かつ甚大であったため、地震発生直後の平成28年4月14日に、県内全45市町村に災害救助法が適用され、同月25日には激甚災害、同月28日には全国で4例目の特定非常災害に指定された。
2019年1月3日 （平成31）	熊本地方	M5.1	重傷1人、軽傷3人、住家一部破損60棟 最大震度：6弱（※和水町）

〔1997年以降の震源データの出典：気象庁HP〕

（注）※は自治体の震度計

（この資料は、令和7年度修正 熊本県地域防災計画より作成しています。）

地震動解析

平成 24 年度第 2 回「熊本県地域防災計画検討委員会」(平成 25 年 3 月 11 日)資料をもとに作成

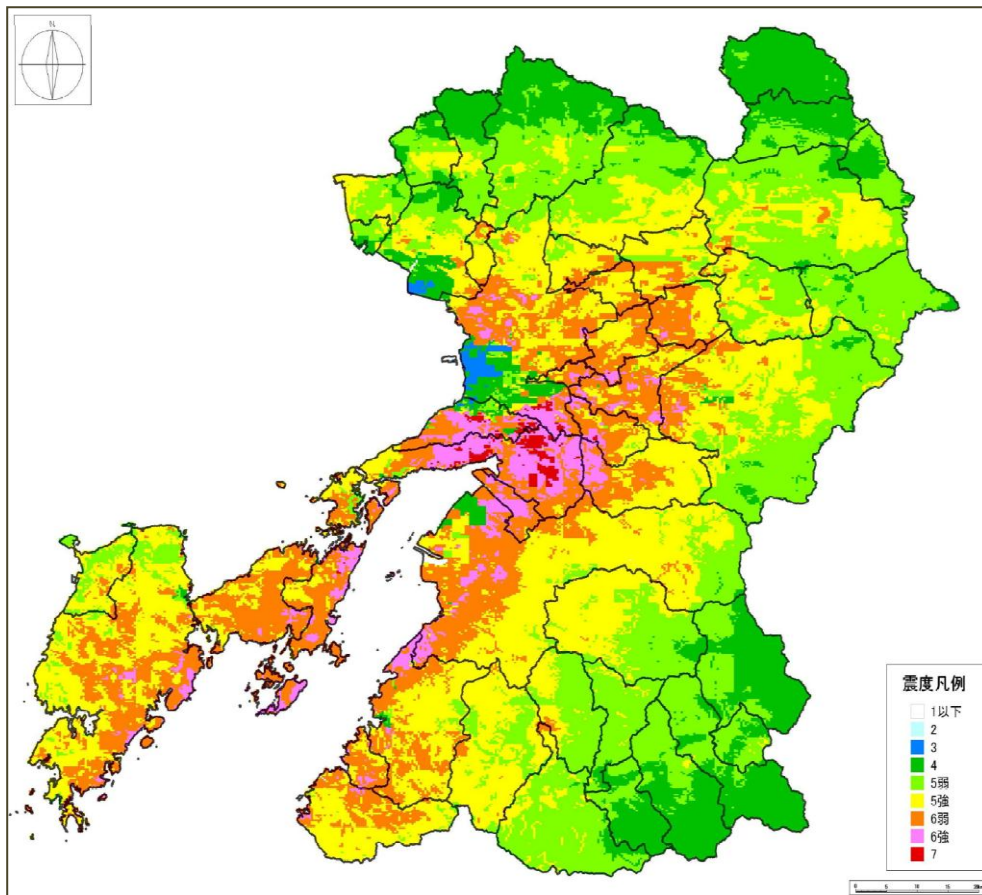
【熊本県内の想定震度】

市町村名	布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の運動型 (注2)				別府・万年山断層帯 (注2)		人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 (南東部)	最大値	南海トラフ (内閣府発表 最大値)
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
(熊本県庁)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(4)	(4)	(4)	(3)	(4)	(5 強)	(一)
熊本市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	6弱	7	5 強
八代市	7	6強	6強	6強	4	4	6弱	5強	5弱	7	5 強
人吉市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	7	5強	4	7	5 強
荒尾市	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	6弱	6弱	5 弱
水俣市	6強	6強	6強	6強	3	3	5強	6強	4	6強	5 強
玉名市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	5弱	4	4	6弱	6弱	5 強
山鹿市	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	4	4	5強	6弱	5 強
菊池市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	5 強
宇土市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	7	5 強
上天草市	7	7	7	7	4	4	5弱	5弱	5強	7	5 強
宇城市	7	7	7	7	5弱	5弱	5強	4	5強	7	6 弱
阿蘇市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	6 弱
天草市	7	7	7	7	4	5強	5強	5強	5強	7	5 強
合志市	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
美里町	7	6強	6強	6強	5弱	5弱	6弱	4	5弱	7	5 強
玉東町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5 弱
南関町	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	5強	5強	5 弱
長洲町	5強	5強	5強	5強	4	4	4	4	6弱	6弱	5 強
和水町	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	4	4	5強	6弱	5 強
大津町	6弱	6弱	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
菊陽町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
南小国町	5弱	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
小国町	4	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
産山村	5弱	5強	5強	5強	6弱	6弱	4	3	4	6弱	5 強
高森町	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	5弱	4	4	6弱	6 弱
西原村	6弱	6強	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
南阿蘇村	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	4	5弱	6弱	5 強
御船町	6強	6強	6強	6強	5強	5弱	5弱	4	5弱	6強	5 強
嘉島町	6強	6強	6強	6強	4	4	5弱	4	5弱	6強	5 強
益城町	6強	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5弱	7	5 強
甲佐町	7	7	7	7	4	4	5弱	4	5弱	7	5 強
山都町	6強	6強	6強	6強	5強	5強	5強	4	5弱	6強	6 弱
水川町	7	6強	6強	6強	4	4	5強	4	5弱	7	5 強
芦北町	7	7	6強	6強	5弱	4	5強	6弱	5弱	7	5 強
津奈木町	6強	6強	6強	6強	4	4	5強	6弱	4	6強	5 強
錦町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	5弱	4	7	5 強
多良木町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
湯前町	5強	5強	5強	5強	4	4	6強	4	4	6強	6 弱
水上村	5弱	5弱	5弱	5弱	4	3	6強	4	4	6強	6 弱
相良村	5強	5強	5強	5強	3	3	7	4	4	7	5 強
五木村	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	6弱	4	4	6弱	5 強
山江村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	3	6強	4	4	6強	5 強
球磨村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	6弱	5強	4	6弱	5 強
あさぎり町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
苓北町	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	4	5弱	5弱	6弱	5 弱

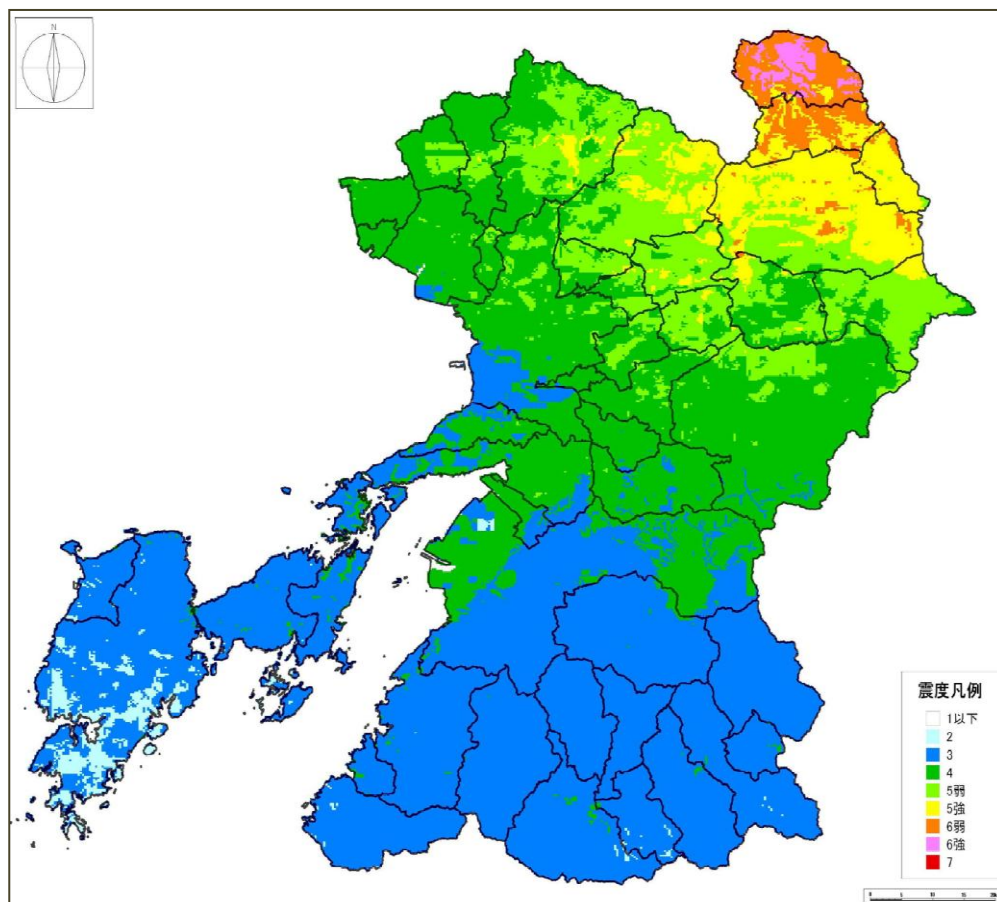
注1) 着色箇所は、各市町村において最大震度となるケース

注2) 布田川・日奈久断層帯と別府・万年山断層帯は、J-SHIS(独立行政法人 防災科学技術研究所)が定める、各破壊開始点別のケースを検討

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

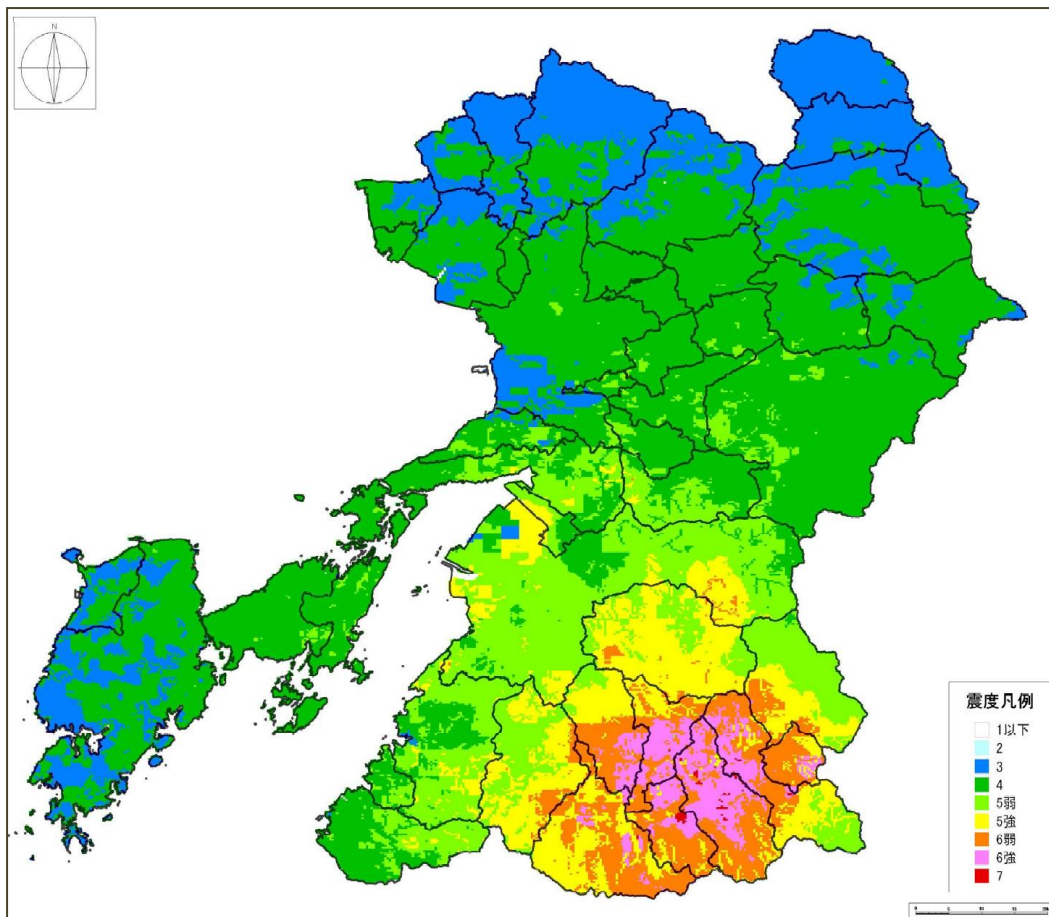


【震度分布図(布田川・日奈久断層帯(中部・南西部 連動))(ケース3)】

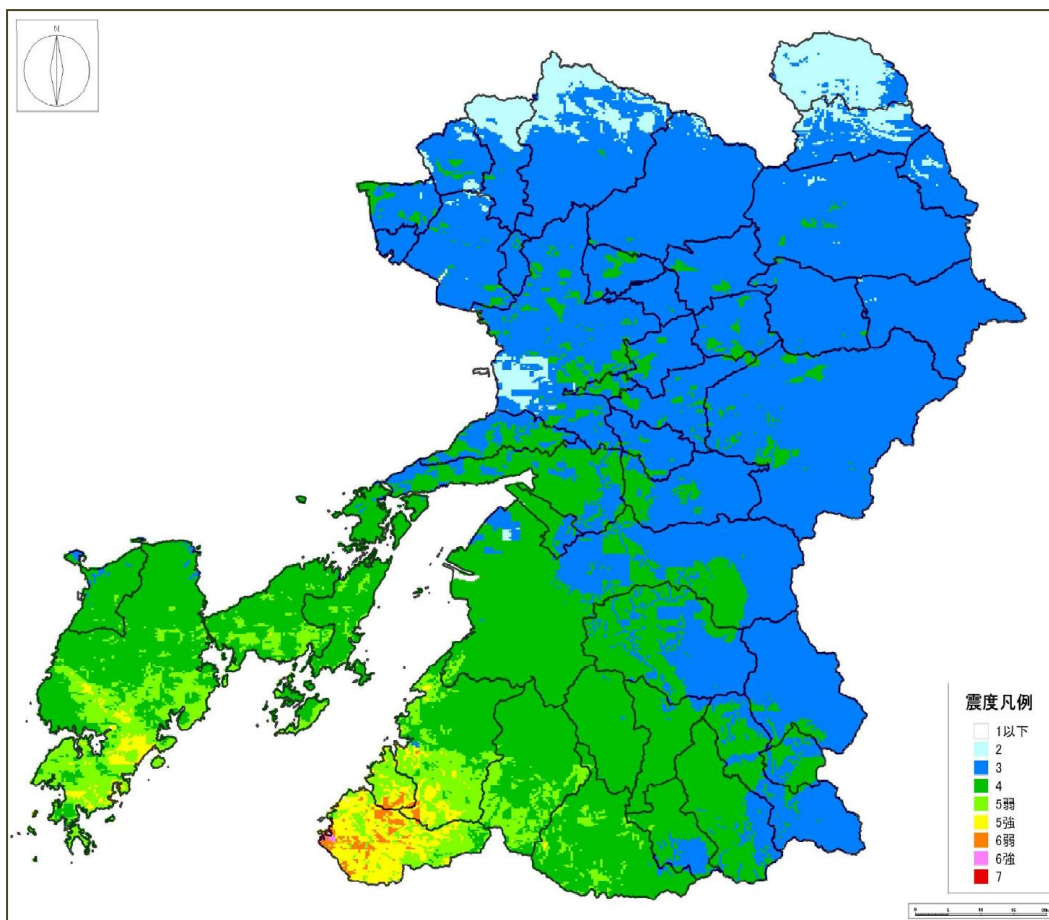


【震度分布図(別府・万年山断層帯)(ケース2)】

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

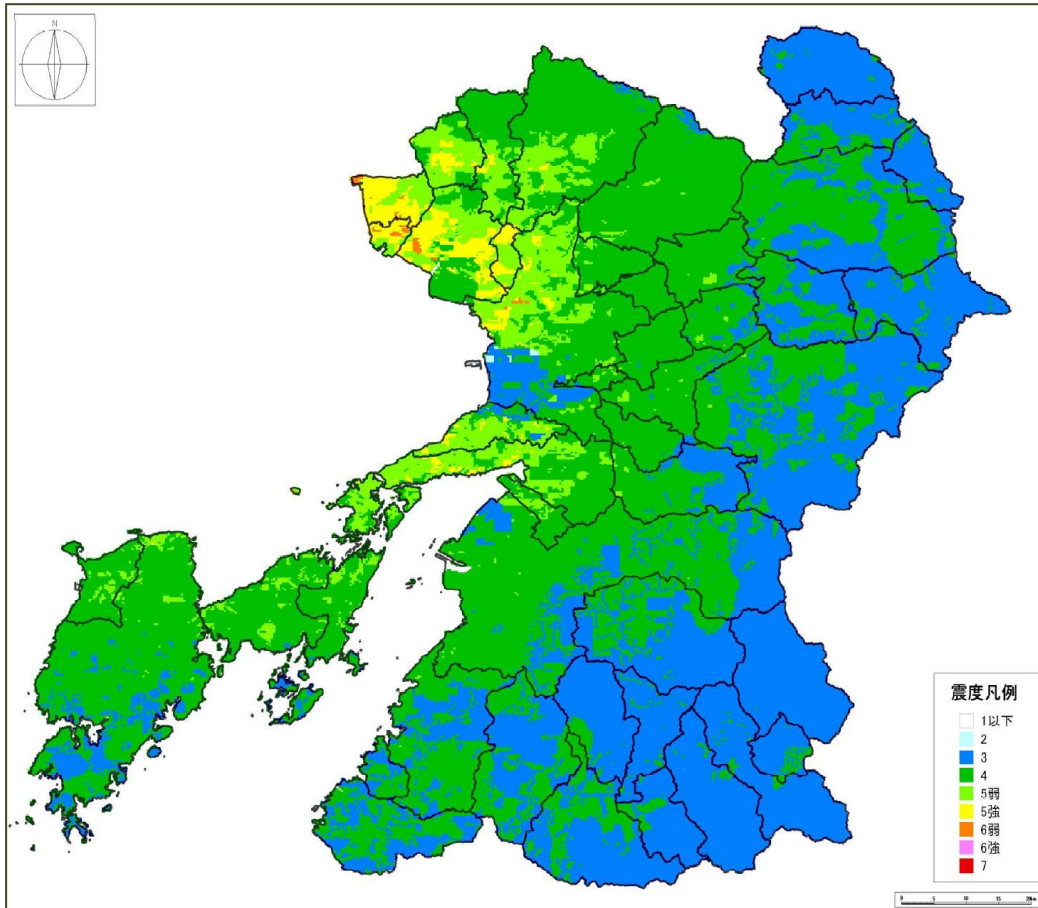


【震度分布図(人吉盆地南縁断層)】

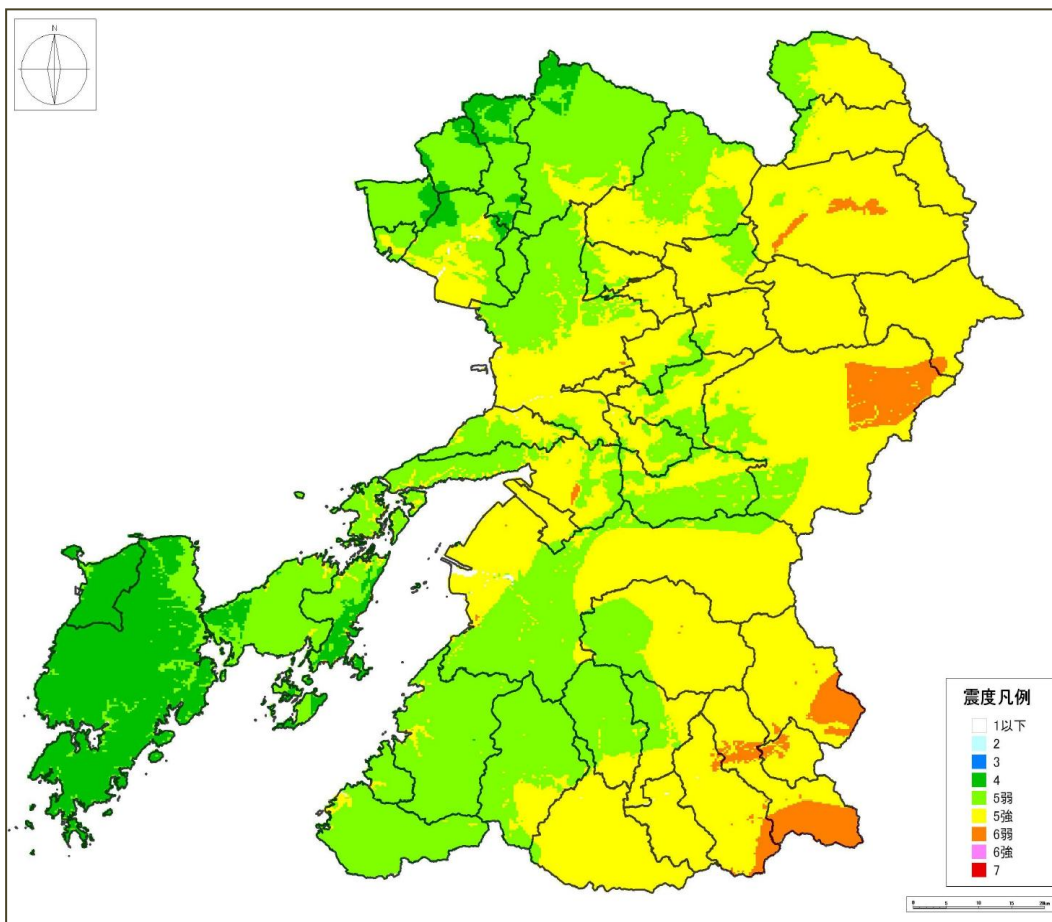


【震度分布図(出水断層帯)】

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)



【震度分布図(雲仙断層群(南東部))】

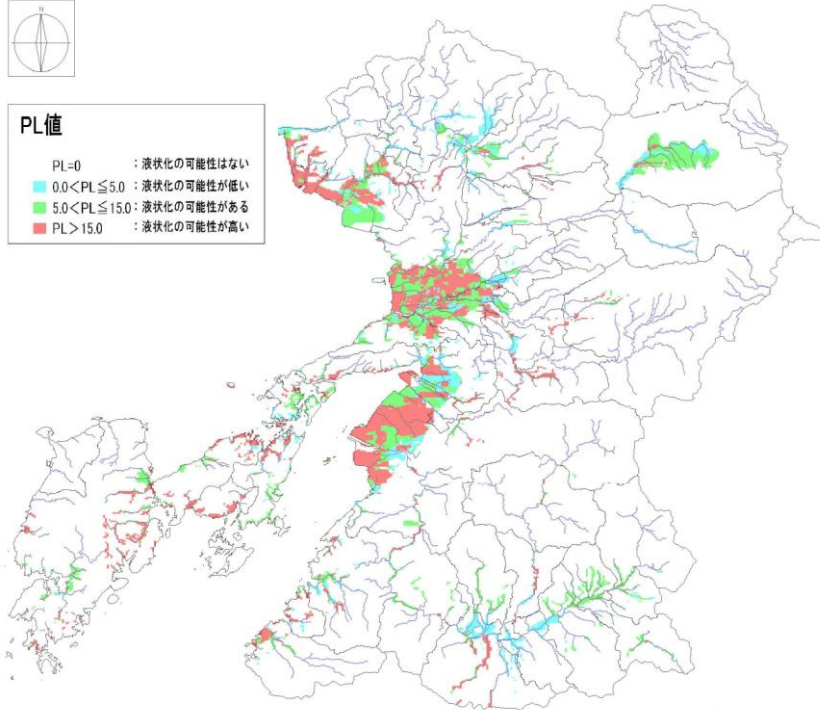


【震度分布図(南海トラフ(内閣府発表最大値))】

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

【液状化分布図】

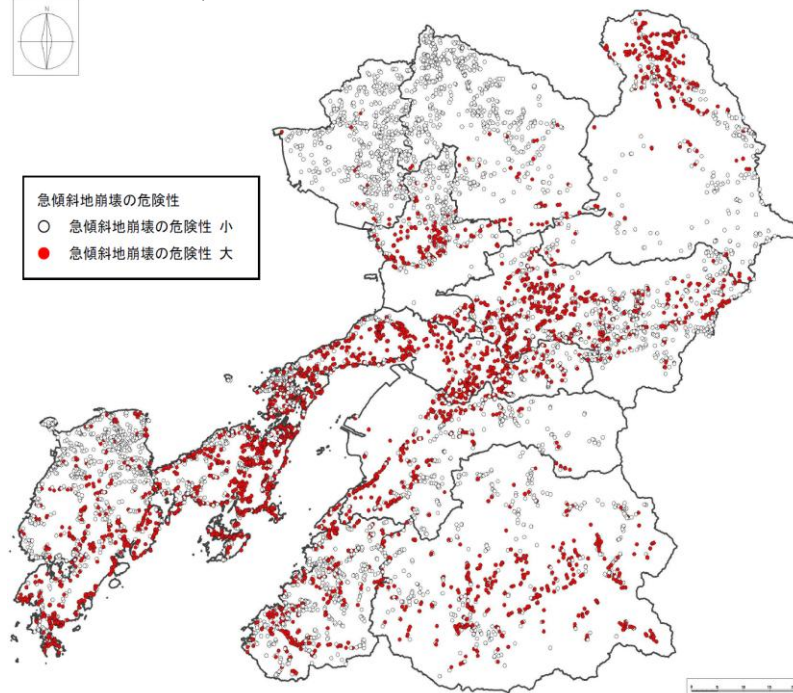
「液状化」は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、「地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象」です。



※ 本液状化分布図は、検討対象地震毎に得られた地震動の結果を1枚に総括したもので、液状化の可能性が高い地域は、家屋倒壊等の危険性が高くなります。

【急傾斜地崩壊分布図】

本調査では、県が急傾斜地崩壊危険箇所として指定している 9,463 箇所のうち、仮に崩壊した際に人家への影響が懸念される 8,834 箇所が対象とされています。



※ 本急傾斜地崩壊分布図は、検討対象地震毎に得られた地震動の結果を1枚に総括したもので、赤丸の箇所については、急傾斜地崩壊の可能性のある斜面を示します。

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

津波解析

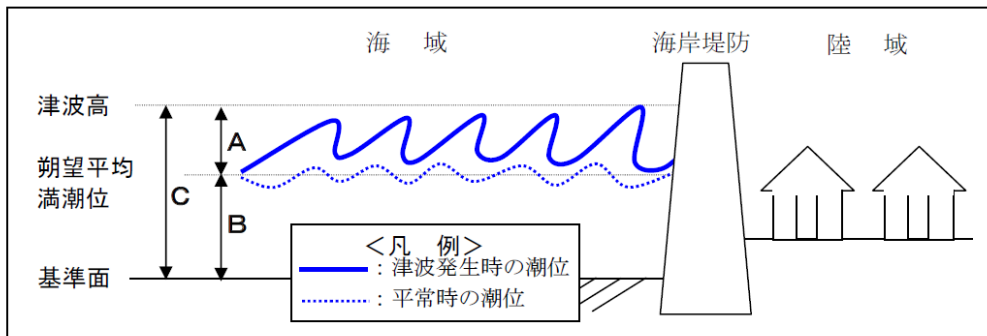
平成 24 年度第 2 回「熊本県地域防災計画検討委員会」(平成 25 年 3 月 11 日)資料をもとに作成

熊本県内の沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、下記の 3 つの地震を対象とし、「津波高」及び「津波波高」、「津波浸水域」の検討が行われています。

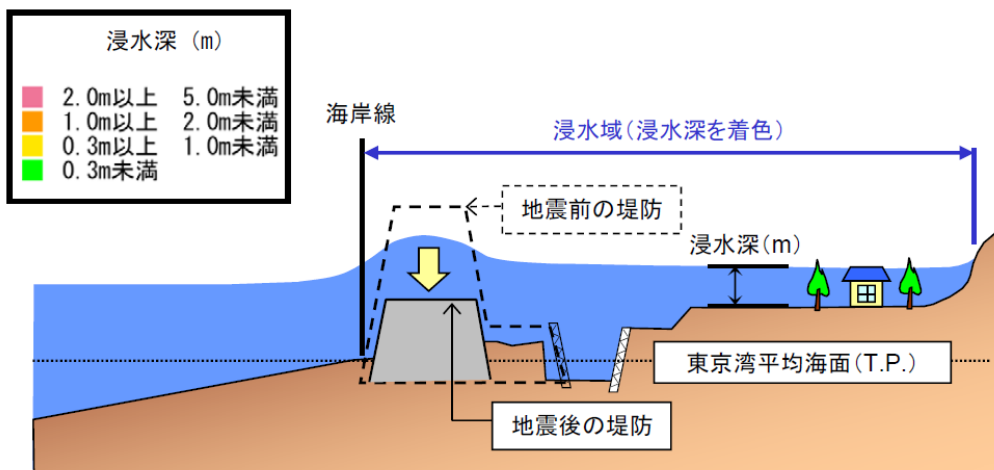
- ① 布田川・日奈久断層帯(M7. 9): 中部と南西部が同時に活動する場合を選定
- ② 雲仙断層群(M7. 1): 南西部北部と南西部南部が同時に活動する場合を選定
- ③ 南海トラフ(M9. 0): ケース 4、5、11 を選定

【用語の解説】

- ・津波高：基準面から波の最頂部までの(標高)高さ(下記図 C)
- ・津波波高：海岸毎の朔望平均満潮位から波の最頂部までの高さ(下記図 A)



- ・浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- ・浸水深：①陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- ②津波浸水想定の今後の活用を念頭に、下記のような凡例で表示



(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

【熊本県内の最大津波高・津波波高】

(津波高: TPm) = (朔望平均満潮位: TPm) + (津波波高: m) (注3)

市町村名		布田川・日奈久断層帯 (中部・南西部) の運動型	雲仙断層群 (南東部)	雲仙断層群 (南西部北部) (南西部南部) の運動型	南海トラフ (最大値)	最大値	朔望平均満潮位 (TPm) (注5)	<参考> 中央防災会議 による 南海トラフ での津波高 (TPm) (注6)
荒尾市	①	津波高	3.1	3.1	3.1	3.1	2.6	—
		(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)		
長洲町	②	津波高	3.6	3.6	3.6	3.6	2.6	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
玉名市	③	津波高	3.6	3.6	3.6	3.6	2.6	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
熊本市	④	津波高	3.4	3.4	3.4	3.4	2.4	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
宇土市	⑤	津波高	2.9	3.4	3.4	3.4	2.4	—
		(津波波高)	(0.5)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
宇城市 (注2)	⑥	津波高	2.9	2.9	2.9	2.9	2.4	—
		(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)		
(2) (八代海側)	⑦	津波高	3.0	3.5	3.5	3.5	2.0	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		
上天草市 (注2)	⑧	津波高	3.1	3.1	3.1	3.1	2.1	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
(2) (八代海側)	⑨	津波高	3.1	3.6	3.6	3.6	2.1	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		
天草市 (注2)	⑩	津波高	3.4	3.4	3.4	3.4	1.9	—
		(津波波高)	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		
(2) (下島 有明海側)	⑪	津波高	2.1	2.1	2.6	3.1	1.6	4
		(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(1.0)	(1.5)		
(3) (下島 西海岸側)	⑫	津波高	2.6	2.6	2.6	3.6	1.6	4
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(2.0)		
(4) (下島 八代海側)	⑬	津波高	2.8	2.8	2.8	3.8	1.8	4
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(2.0)		
(5) (上島 八代海側)	⑭	津波高	2.8	2.8	2.8	3.3	1.8	4
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.5)		
苓北町	⑮	津波高	2.1	2.1	3.1	3.1	1.6	3
		(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(1.5)	(1.5)		
氷川町	⑯	津波高	2.5	2.5	2.5	2.5	2.0	—
		(津波波高)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)		
八代市	⑰	津波高	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
芦北町	⑱	津波高	2.8	2.8	2.8	2.8	1.8	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
津奈木町	⑲	津波高	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	—
		(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
水俣市	⑳	津波高	2.5	2.0	2.0	2.5	1.5	—
		(津波波高)	(1.0)	(0.5)	(0.5)	(1.0)		

(注1) 市町村名欄にある丸数字は、次頁の「最大津波高・津波波高分布図」にある箇所を表している。

(注2) 宇城市、上天草市、天草市については、複数の海域に面するため、沿岸を複数に区分して最大値を抽出。

(注3) 津波波高は、0.5m単位で切り上げている。

(注4) 着色部は、各市町で最大となる津波高及び津波波高を示す。

(注5) 「朔望平均満潮位」とは、朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。

(注6) 中央防災会議による南海トラフでの津波高は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(H24.8.29)で報告された推計値。
なお、本県関係分としては、天草市の一部と苓北町のみ津波高の推計が報告されており、津波高は1m単位となっている。

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

【熊本県内市町村別の浸水域の面積】

市町村名	浸水域 (ha)	<参考> 中央防災会議 による 南海トラフでの 浸水域 (ha) (注3)
荒尾市	20	未算出
長洲町	110	未算出
玉名市	2,900	未算出
熊本市	2,300	未算出
宇土市	680	未算出
宇城市	1,800	未算出
上天草市	240	未算出
天草市	520	290
苓北町	20	20
氷川町	1,100	未算出
八代市	6,500	未算出
芦北町	60	未算出
津奈木町	—	未算出
水俣市	—	未算出
県 計	16,200	310

— : 5ha未満の市町

(注1: 算出方法)

浸水域は10mメッシュで算出した数値である。

(注2: 浸水面積)

市町村別の集計に際しては、1千ha未満のものは一の位、1千ha以上のものは十の位を四捨五入している。

また県計は、全体面積を集計し、十の位を四捨五入している。

(注3: 参考)

中央防災会議による南海トラフでの浸水域は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(H24. 8. 29)で報告された推計値。本県関係分としては、天草市の一部と苓北町のみ報告された。

(この資料は、平成25年3月地域防災計画検討委員会時のものです。)

■ 被害想定

平成 24 年度第 2 回「熊本県地域防災計画検討委員会」(平成 25 年 3 月 11 日)資料をもとに作成

県地域防災計画の地震・津波被害想定調査においては、下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施しています。

ここでは、建物被害及び人的被害の想定結果を次頁に示します。

【被害想定項目】

項目		調査対象区分	
		地震	津波
1. 建物被害	1. 1. 液状化	●	
	1. 2. 揺れ	●	
	1. 3. 急傾斜地崩壊	●	
	1. 4. 津波		○
	1. 5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2. 1. 揺れ	●	
	2. 2. 急傾斜地崩壊	●	
	2. 3. 津波		○
	2. 4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3. 1. 上水道	●	○
	3. 2. 下水道	●	○
	3. 3. 電力施設	●	○
	3. 4. 電話・通信施設	●	○
	3. 5. ガス（都市ガス）	●	○
	3. 6. ガス（LPガス）	●	
	3. 7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4. 1. 道路（高速道路、一般道路）	●	○
	4. 2. 鉄道	●	○
	4. 3. 空港（※定性的評価）	●	
	4. 4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5. 1. 避難生活者	●	○
	5. 2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6. 1. 災害廃棄物（瓦礫）の発生	●	○
7. その他の被害	7. 1. 災害時要援護者の被災	●	○
	7. 2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7. 3. 避難施設被害	●	○

【想定するシーン】

<シーン1：時間帯について>

建物被害及び人的被害のうち地震火災は、時間帯の影響を受けることから、次の 2 パターンで被害が推計されています。

●冬の夜（午前 5 時）：多くの人々が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、また津波からの避難が遅れる可能性がある。

●冬の夕方（午後 6 時）：火気使用が最も高い時間帯。

<シーン2：地震火災について(風速設定)>

さらに、地震火災の被害は、風速の影響を受けることから、通常時として冬の「日平均の風速値」である 3 m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である 11 m/秒の 2 パターンを設定*。

※ 風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成 21～23 年）を採用

（この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。）

①建築物被害の想定結果

地震火災の被害が大きくなる「強風時（風速 11m/秒）」における、「午前 5 時」と「午後 6 時」の 2 パターンの時間帯での被害想定結果を示します。

■冬の夜（午前 5 時）、風速 11 m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
全壊数 (棟)	合計	28,000	410	5,400	560	11,500	18,900
	液状化	3,600	230	780	480	1,100	3,300
	揺れ	11,700	160	4,300	50	10	20
	急傾斜地崩壊	250	10	20	10	-	30
	津波	12,400	対象外(注2)	対象外	対象外	10,300	15,500
	地震火災	120	10	270	10	-	50
半壊数 (棟)	合計	82,300	1,400	11,400	1,200	40,900	55,900
	液状化	5,300	350	1,200	720	1,700	5,000
	揺れ	37,500	1,000	10,200	430	470	3,200
	急傾斜地崩壊	540	30	30	10	-	70
	津波	39,000	対象外(注2)	対象外	対象外	38,700	47,600

■冬の夕方（午後 6 時）、風速 11 m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
全壊数 (棟)	合計	28,000	410	5,400	560	11,500	18,900
	液状化	3,600	230	780	480	1,100	3,300
	揺れ	11,700	160	4,300	50	10	20
	急傾斜地崩壊	250	10	20	10	-	30
	津波	12,400	対象外(注2)	対象外	対象外	10,300	15,500
	地震火災	200	10	310	10	-	50
半壊数 (棟)	合計	82,300	1,400	11,400	1,200	40,900	55,900
	液状化	5,300	350	1,200	720	1,700	5,000
	揺れ	37,500	1,000	10,200	430	470	3,200
	急傾斜地崩壊	540	30	30	10	-	70
	津波	39,000	対象外(注2)	対象外	対象外	38,700	47,600

一：わずか

注 1：布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型では 4 ケース中、全壊家屋が最大となるケース 3、別府・万年山断層帯では 2 ケース中、ケース 2 を記載している。

注 2：別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層帯、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

注 3：数値が 1000 未満のものは一の位、1000 以上は十の位を四捨五入している。また、数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

②人的被害の想定結果

地震火災の被害が大きくなる「強風時（風速 11m/秒）」における、「午前 5 時」と「午後 6 時」の 2 パターンの時間帯での被害想定結果を示します。

■冬の夜（午前 5 時）、風速 11 m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・西南部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
死者数 (人)	合計	960	10	300	-	110	120
	揺れ	730	10	280	-	-	-
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	140	対象外(注2)	対象外	対象外	110	120
	地震火災	70	-	20	-	-	-
重傷者数 (人)	合計	4,700	60	750	10	1,300	1,800
	揺れ	3,200	60	740	10	-	-
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	1,500	対象外(注2)	対象外	対象外	1,300	1,800
	地震火災	10	-	-	-	-	-
負傷者数 (人)	合計	22,700	380	2,900	70	3,500	5,700
	揺れ	19,200	380	2,900	70	240	1,300
	急傾斜地崩壊	30	-	-	-	-	-
	津波	3,500	対象外(注2)	対象外	対象外	3,200	4,400
	地震火災	20	-	10	-	-	-

■冬の夕方（午後 6 時）、風速 11 m/秒の場合

断層		布田川・日奈久断層帯 中部・西南部連動型(注1)	別府・万年山断層帯(注1)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
死者数 (人)	合計	890	10	290	-	70	80
	揺れ	740	10	280	-	-	-
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	80	対象外(注2)	対象外	対象外	70	70
	地震火災	50	-	10	-	-	-
重傷者数 (人)	合計	3,100	40	500	-	850	1,100
	揺れ	2,200	40	500	-	-	-
	急傾斜地崩壊	10	-	-	-	-	-
	津波	920	対象外(注2)	対象外	対象外	850	1,100
	地震火災	10	-	-	-	-	-
負傷者数 (人)	合計	15,800	260	2,100	50	2,200	3,700
	揺れ	13,500	260	2,100	50	150	900
	急傾斜地崩壊	20	-	-	-	-	-
	津波	2,200	対象外(注2)	対象外	対象外	2,000	2,800
	地震火災	20	-	10	-	-	-

一：わずか

注 1：布田川・日奈久断層帯中部・西南部連動型では 4 ケース中、全壊家屋が最大となるケース 3、別府・万年山断層帯では 2 ケース中、ケース 2 を記載している。

注 2：別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層帯、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

注 3：数値が 1000 未満のものは一の位、1000 以上は十の位を四捨五入している。また、数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

4 地震ハザードステーション(J-SHIS)による震度分布図【参考】

■ 地震動解析(地震ハザードステーション(J-SHIS)想定地震地図)

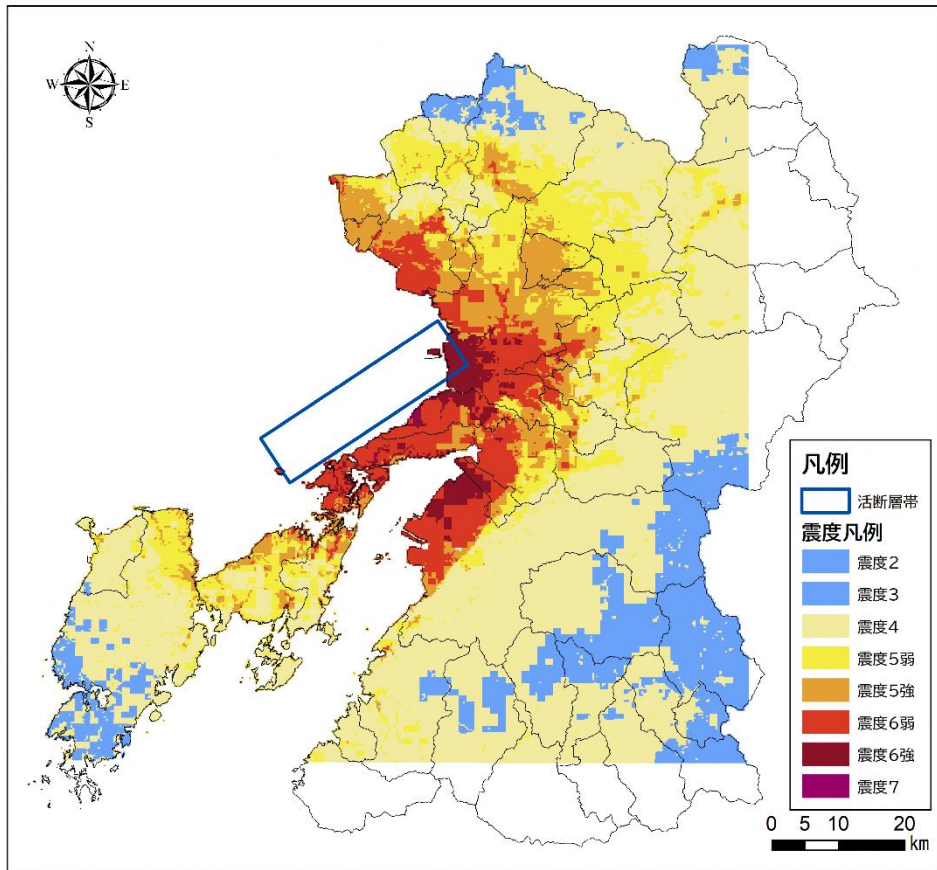
国立研究開発法人防災科学技術研究所が地震防災に資することを目的に運用している、地震ハザードステーション(J-SHIS)では、最新の地震活動の評価を踏まえ、ある特定の断層帯で発生する地震について、その地震が起きた時に断層周辺で生じる揺れの大きさを予測し地図で示した「震源断層を特定した地震動予測地図」を公表しています。

公表結果より県内の主要活断層帯による地震が発生した際に想定される最大震度を各市町村に示します。

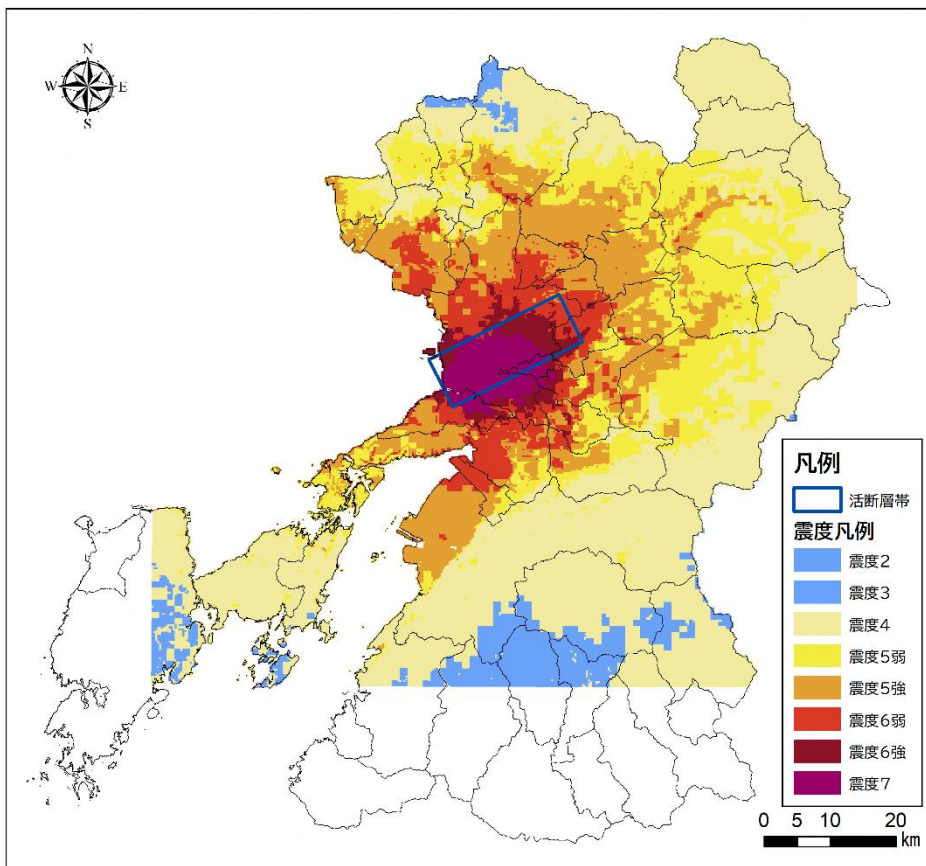
加えて、次頁から地震ハザードステーション(J-SHIS)によって、公表されている県内の主要活断層帯による「震源断層を特定した地震動予測地図」を示します。

市町村名	布田川断層帯			日奈久断層帯			緑川断層帯	出水断層帯	人吉盆地南縁断層帯	万年山-崩平山断層帯	最大値	南海トラフ地震
	宇土半島北岸区間	宇土区間	布田川区間	八代海区間	日奈久区間	高野-白旗区間						
熊本市	震度6強	震度7	震度6強	震度5弱	震度6強	震度7	震度6強	-	震度5強	震度5強	震度7	震度6弱
八代市	震度6強	震度6弱	震度5強	震度6強	震度7	震度6弱	震度6強	震度5弱	震度5強	-	震度7	震度6弱
人吉市	震度5弱	-	-	震度5強	震度5強	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度6強	-	震度6強	震度6弱
荒尾市	震度6弱	震度5強	震度5弱	-	震度5強	震度5強	震度5強	-	-	震度4	震度6弱	震度5強
水俣市	震度5弱	-	-	震度6強	震度6弱	震度4	震度5強	震度6強	震度5強	-	震度6強	震度5強
玉名市	震度6強	震度6弱	震度5強	-	震度5強	震度5強	震度5強	-	-	震度5弱	震度6強	震度5強
天草市	震度6弱	震度5強	震度4	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	震度6弱	震度5強	-	震度7	震度5強
山鹿市	震度6弱	震度6弱	震度6弱	-	震度5強	震度6弱	震度5強	-	-	震度5強	震度6弱	震度6弱
菊池市	震度5強	震度6弱	震度6弱	-	震度5強	震度5強	震度5強	-	-	震度6弱	震度6弱	震度6弱
宇土市	震度7	震度7	震度6弱	震度5強	震度7	震度6強	震度6強	-	震度5弱	-	震度7	震度6弱
上天草市	震度6強	震度6弱	震度5弱	震度6強	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	震度5弱	-	震度7	震度5強
宇城市	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度7	震度6強	震度6強	震度5弱	震度5強	-	震度7	震度6弱
阿蘇市	震度5強	震度6弱	震度6強	-	震度5強	震度6弱	震度6弱	-	-	震度6強	震度6強	震度6弱
合志市	震度5強	震度6弱	震度6弱	-	震度5強	震度6弱	震度5強	-	-	震度5弱	震度6弱	震度5強
美里町	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5弱	震度6強	震度7	震度7	震度4	震度5強	-	震度7	震度6弱
玉東町	震度6弱	震度6弱	震度5強	-	震度5強	震度5強	震度5強	-	-	震度5弱	震度6弱	震度5強
和水町	震度5強	震度5強	震度5強	-	震度5弱	震度5強	震度5弱	-	-	震度5弱	震度5強	震度5強
南関町	震度5強	震度5強	震度5弱	-	震度5弱	震度5弱	震度5弱	-	-	震度5弱	震度5強	震度5強
長洲町	震度6弱	震度5強	震度5弱	-	震度5強	震度5強	震度5強	-	-	-	震度6弱	震度5強
大津町	震度5強	震度6弱	震度6強	-	震度5強	震度5強	震度6弱	-	-	震度5強	震度6強	震度5強
菊陽町	震度5強	震度6強	震度6強	-	震度5強	震度6弱	震度6弱	-	-	震度5弱	震度6強	震度5強
南小国町	震度4	震度5弱	震度5強	-	震度5弱	震度4	震度5弱	-	-	震度6強	震度6強	震度5強
小国町	震度4	震度4	震度5弱	-	-	震度4	-	-	-	震度6強	震度6強	震度5強
産山村	-	震度5弱	震度6弱	-	震度5弱	震度5弱	震度5強	-	-	震度6強	震度6強	震度6弱
高森町	-	震度5弱	震度6弱	-	震度5弱	震度5強	震度6強	-	-	震度5強	震度6強	震度6弱
南阿蘇村	震度5強	震度6弱	震度6強	-	震度5強	震度6弱	震度6強	-	-	震度6弱	震度6強	震度6弱
西原村	震度5強	震度6弱	震度7	-	震度5強	震度6弱	震度6弱	-	-	震度5強	震度7	震度5強
御船町	震度6弱	震度7	震度6強	震度5弱	震度6弱	震度7	震度6強	-	震度5弱	震度5弱	震度7	震度6弱
嘉島町	震度6弱	震度7	震度6強	震度5弱	震度6強	震度6強	震度6強	-	-	震度5弱	震度7	震度6弱
益城町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度4	震度6弱	震度6強	震度6強	-	-	震度5弱	震度6強	震度6弱
甲佐町	震度6弱	震度7	震度6弱	震度5弱	震度6強	震度7	震度7	-	震度5強	-	震度7	震度6弱
山都町	震度5強	震度6弱	震度6強	震度4	震度5強	震度6弱	震度7	-	震度4	震度5弱	震度7	震度6弱
氷川町	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5強	震度7	震度6強	震度6強	震度5弱	震度5強	-	震度7	震度6弱
芦北町	震度6弱	震度5強	震度4	震度7	震度7	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度5強	-	震度7	震度5強
津奈木町	震度5強	-	-	震度7	震度6弱	震度5弱	震度5弱	震度6強	震度5強	-	震度7	震度5強
錦町	震度5弱	-	-	震度5弱	震度5強	震度5弱	震度5強	震度5弱	震度6強	-	震度6強	震度6弱
あさぎり町	震度4	震度4	-	震度5弱	震度5弱	震度4	震度5弱	震度4	震度6強	-	震度6強	震度6弱
多良木町	震度5弱	震度4	-	震度4	震度5強	震度5弱	震度5強	-	震度7	-	震度7	震度6弱
湯前町	震度4	震度4	-	-	震度5弱	震度4	震度5弱	-	震度6弱	-	震度6弱	震度5強
水上村	震度4	震度4	震度4	-	震度5弱	震度4	震度5弱	-	震度6弱	-	震度6弱	震度5強
相良村	震度5弱	震度4	震度3以下	震度5弱	震度5強	震度5弱	震度5強	震度4	震度6強	-	震度6強	震度6弱
五木村	震度4	震度4	震度4	震度4	震度5強	震度5弱	震度5強	震度4	震度5強	-	震度5強	震度5強
山江村	震度5弱	震度4	震度3以下	震度5弱	震度5強	震度4	震度5弱	震度5弱	震度6弱	-	震度6弱	震度5強
球磨村	震度5弱	震度4	震度3以下	震度5強	震度5強	震度4	震度5弱	震度5弱	震度6弱	-	震度6弱	震度5強
苓北町	震度5強	-	-	震度5強	震度5強	-	-	震度5弱	-	-	震度5強	震度5強

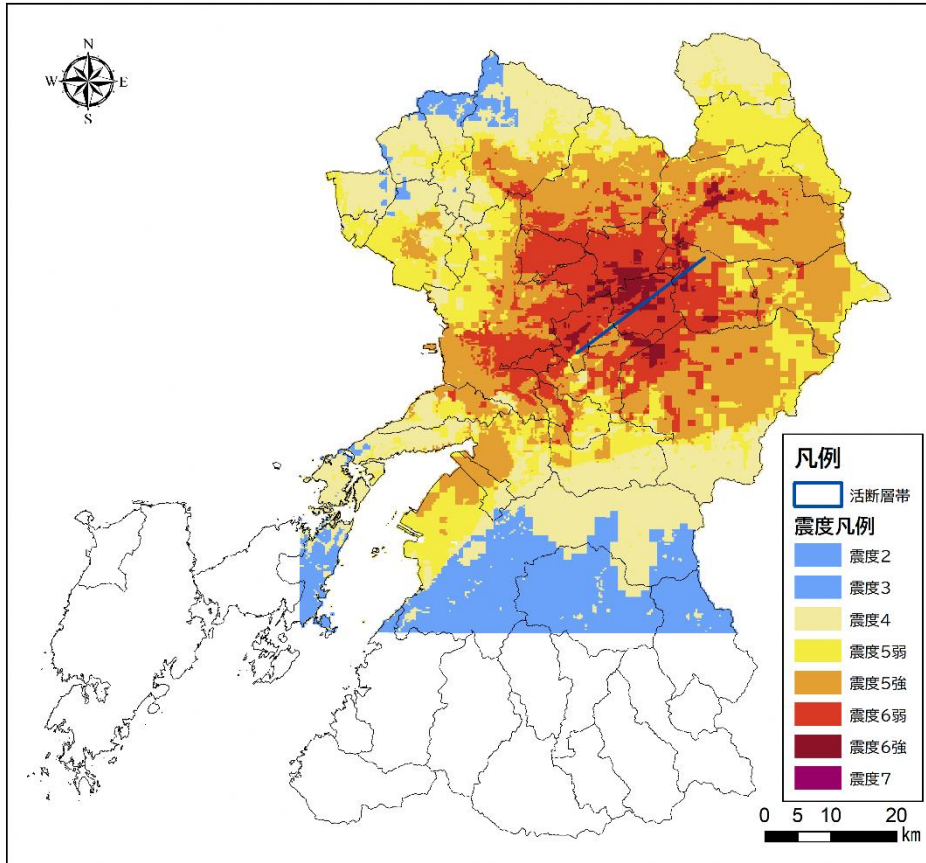
【作成: 県内の主要活断層帯による地震が発生した際の各市町村の最大深度一覧(J-SHIS)】



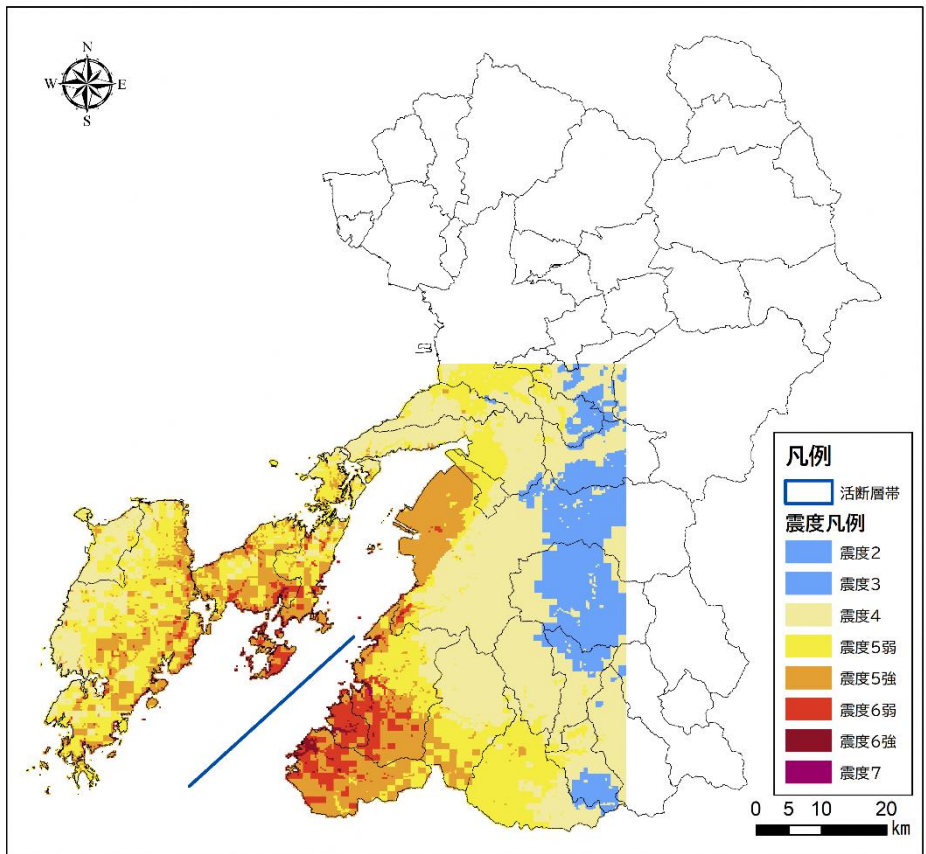
【震度分布図(布田川断層帯宇土半島北岸区間[ケース1~6の最大震度])】



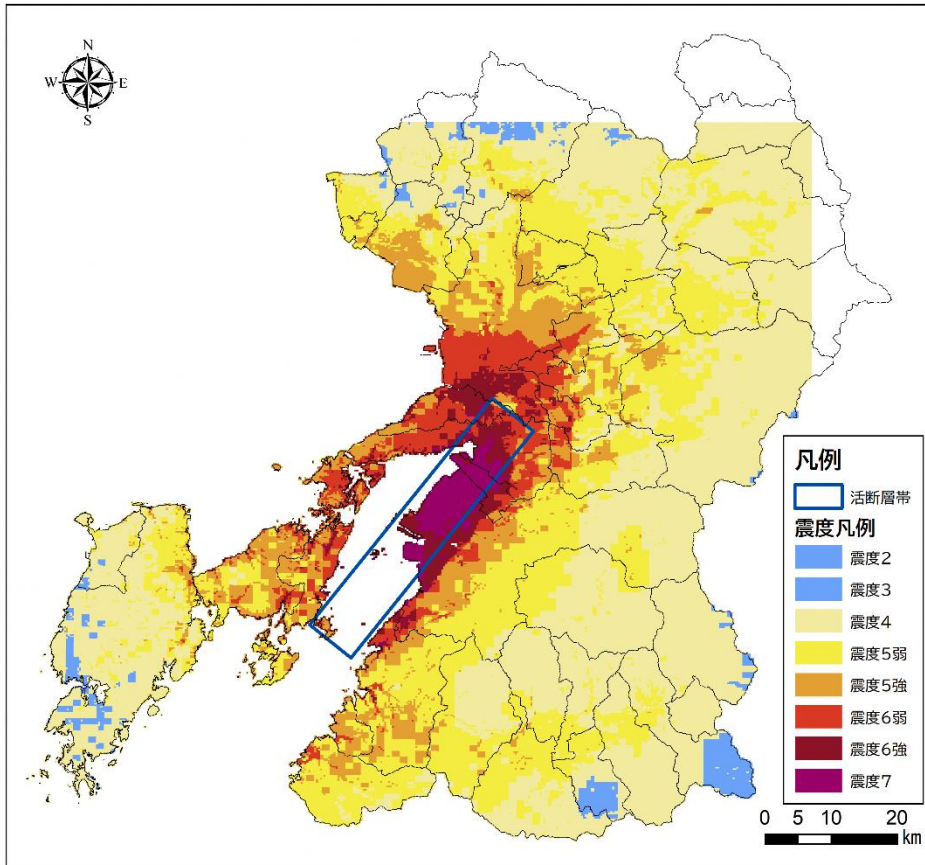
【震度分布図(布田川断層帯宇土区間[ケース1~2の最大震度])】



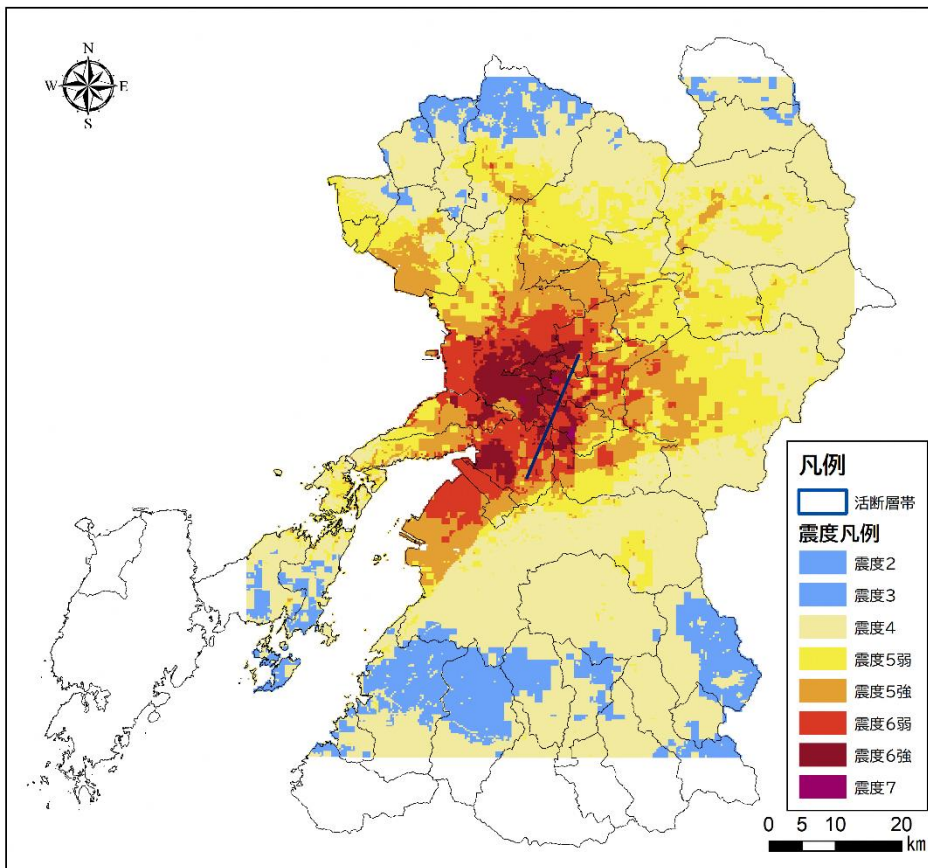
【震度分布図(布田川断層帯布田川区間[ケース1~2の最大震度])】



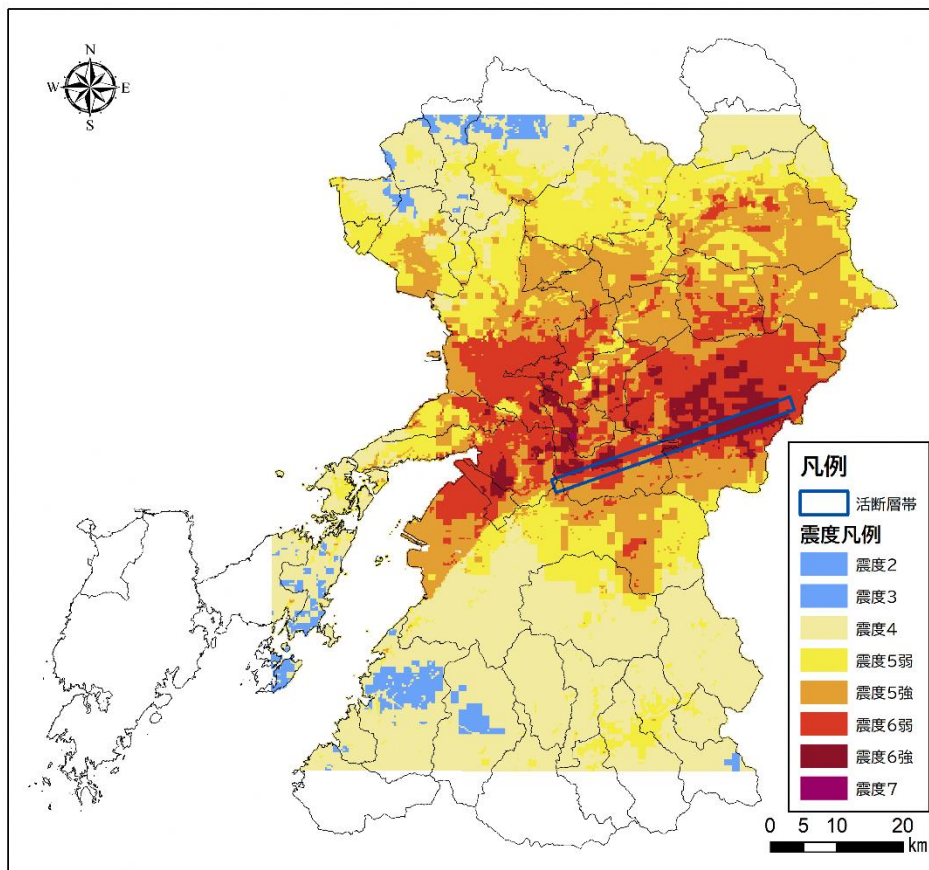
【震度分布図(日奈久断層帯八代海区間[ケース1~4の最大震度])】



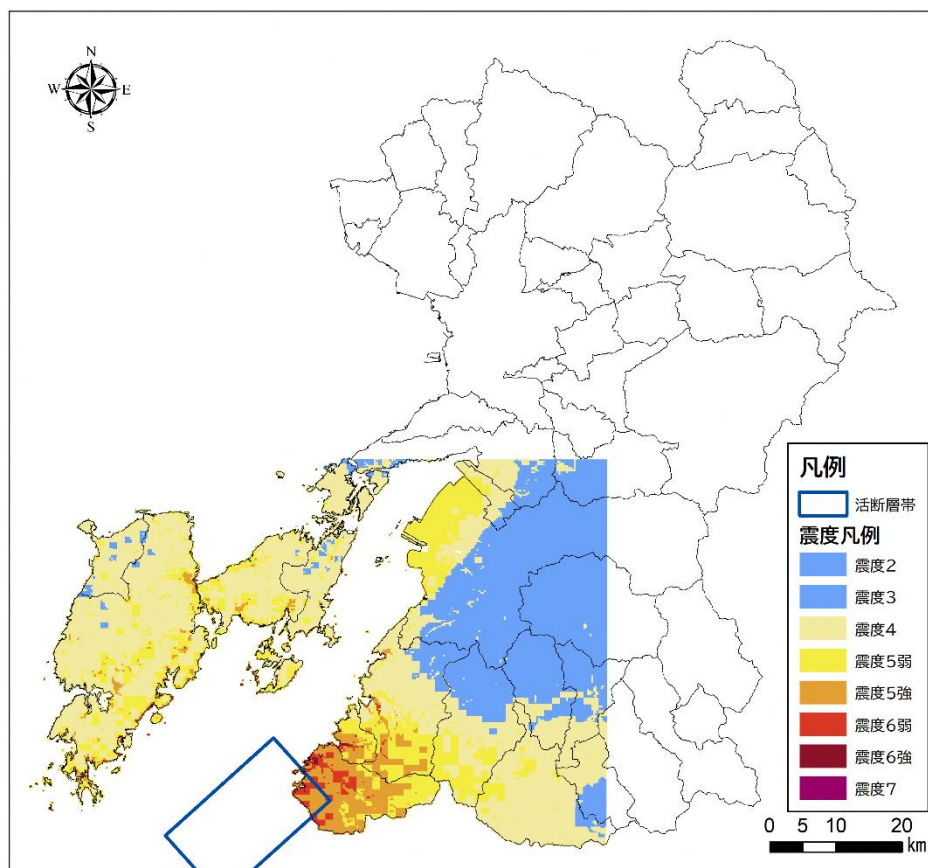
【震度分布図(日奈久断層帯日奈久区間[ケース1~4の最大震度])】



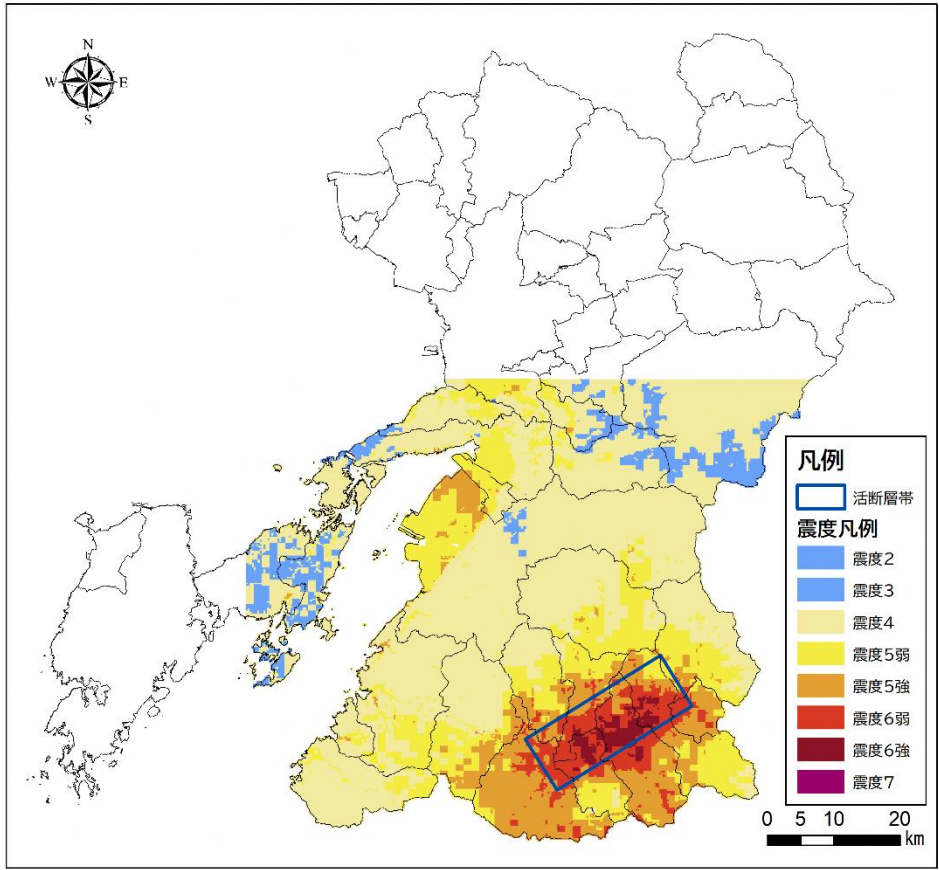
【震度分布図(日奈久断層帯高野-白旗区間[ケース1~2の最大震度])】



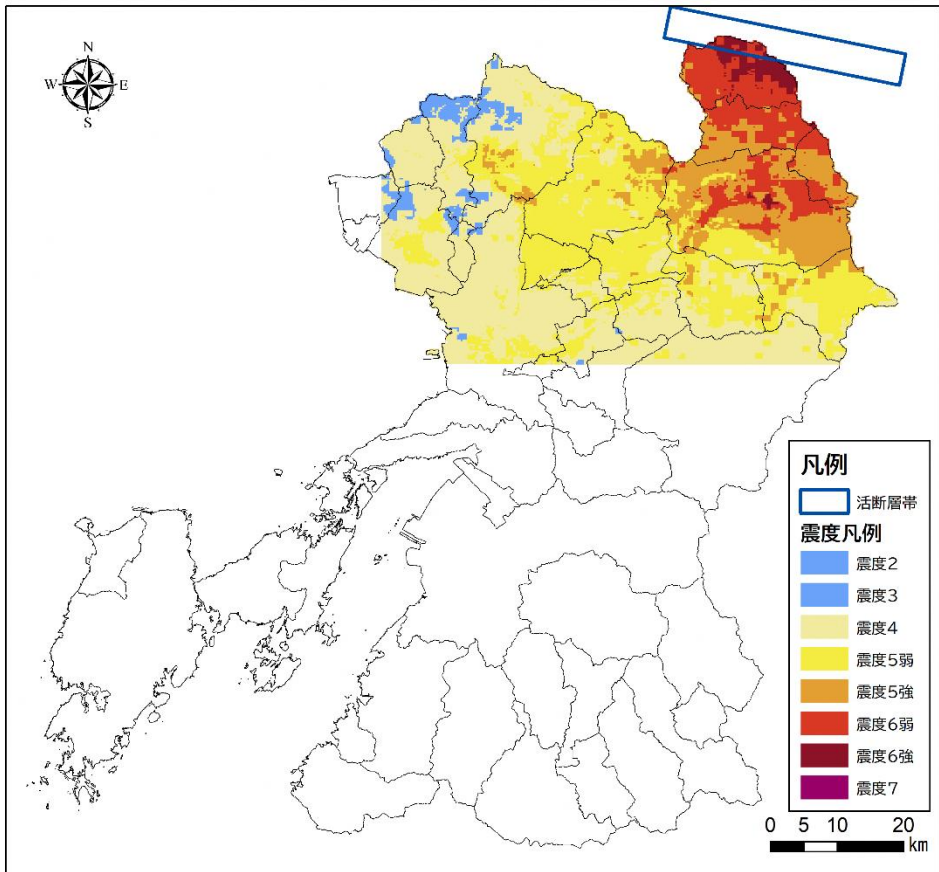
【震度分布図(緑川断層帯[ケース1~4の最大震度])】



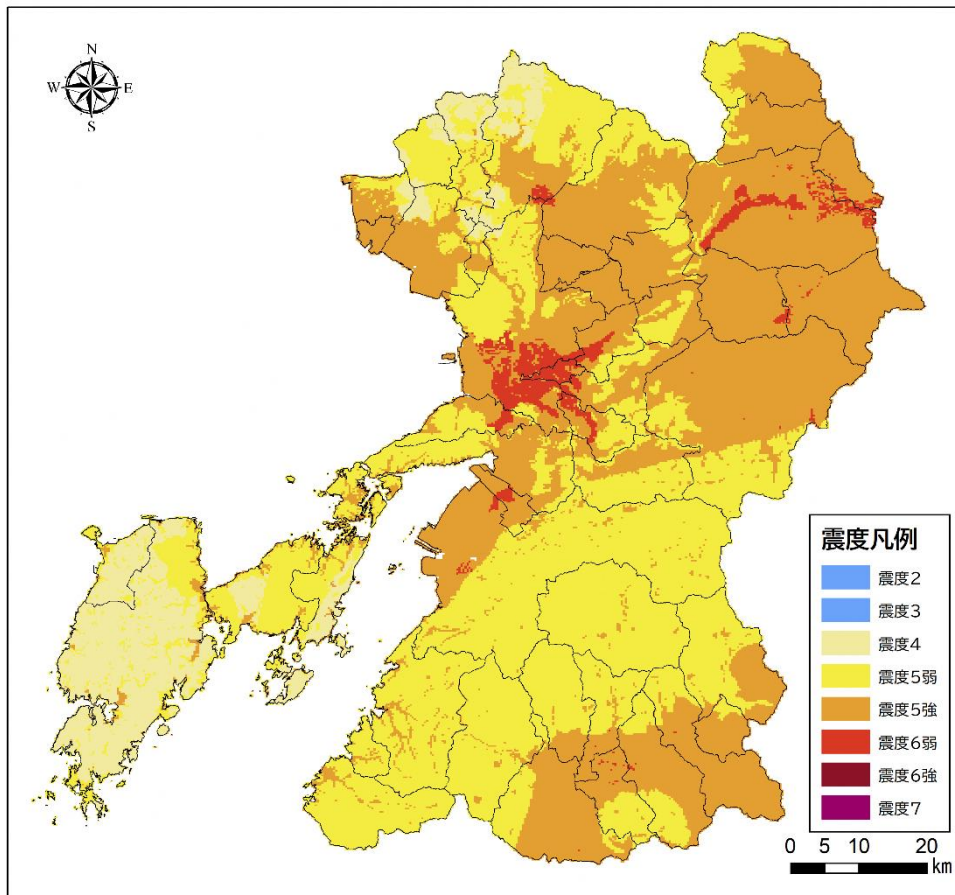
【震度分布図(出水断層帯[ケース1の最大震度])】



【震度分布図(人吉盆地南縁断層[ケース1の最大震度])】



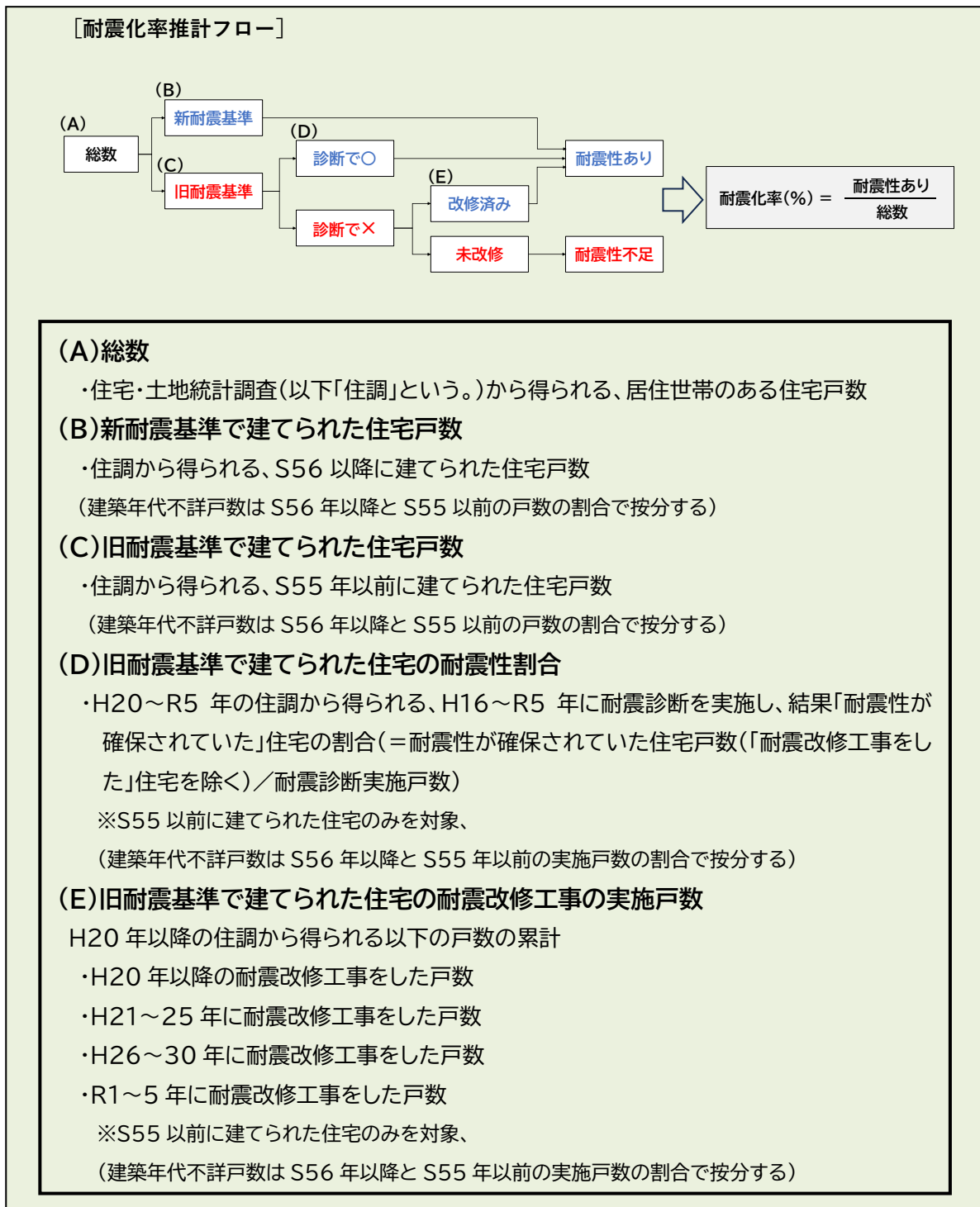
【震度分布図(万年山-崩平山断層帯[ケース1~6の最大震度])】



【震度分布図(南海トラフ地震)】

5 住宅の耐震化率の算定方法について

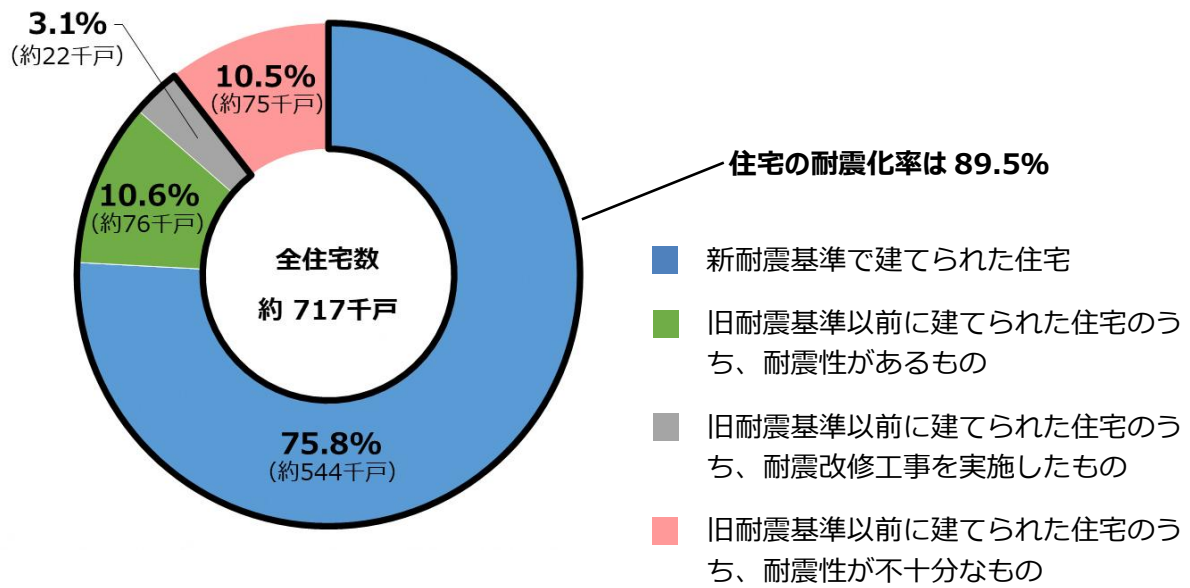
■ 耐震化率の推計方法



『住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について』

・住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料令和2年5月 参考

■ 耐震化率の推計結果

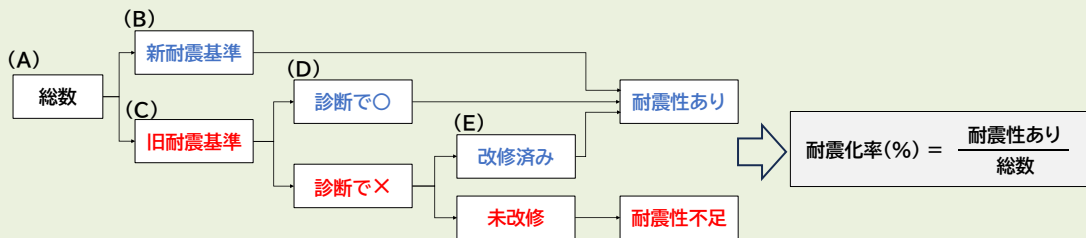


※再掲:本編記載と同じ

【耐震化率の推計結果】

■ 地域別の住宅耐震化率の推計方法(熊本県独自調査)

[耐震化率独自フロー]



(A)総数

- ・固定資産課税台帳から得られる、住宅棟数から空き家を引いた棟数

(B)新耐震基準で建てられた住宅棟数

- ・固定資産課税台帳から得られる、S57年1月1日以降に建てられた住宅棟数から空き家を引いた棟数

(空き家棟数は「令和5年住調」から算出した熊本県の空き家率並びに「令和6年空き家所有者実態調査」から得られる、S56年以降に建てられた空き家住宅の割合に固定資産課税台帳から得られる新耐震基準で建てられた住宅棟数を乗じたもの)

(C)旧耐震基準で建てられた住宅棟数

- ・固定資産課税台帳から得られる、S56年12月31日以前に建てられた住宅戸数から空き家を引いた棟数

(空き家棟数は「令和5年住調」から算出した熊本県の空き家率並びに「令和6年空き家所有者実態調査」から得られる、S56年以降に建てられた空き家住宅の割合に固定資産課税台帳から得られる旧耐震基準で建てられた住宅棟数を乗じたもの)

(D)旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合

- ・住調から得られる、耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の熊本県の割合(=耐震性が確保されていた住宅戸数(「耐震改修工事をした」住宅を除く)／耐震診断実施戸数)

※S55以前に建てられた住宅のみを対象、

(建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)

(E)旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数

- ・市町村が実施する耐震改修補助実績の累計

※熊本市の耐震化率は、熊本市が住調(R5)から推計した値。

『住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について』

- ・住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料令和2年5月 参考
- ・「令和5年住宅・土地統計調査の結果を踏まえた住宅の耐震化率(全国地)の算定並びに建築物の耐震化の指標及び目標の見直しについて」(令和7年2月14日 国土交通省住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室) 参考

■ 地域別の住宅耐震化率

【地域別の住宅耐震化率】

単位(棟)※熊本市は(戸)

地域	耐震化率	地域	耐震化率
熊本市	94.8%	阿蘇地域	73.7%
宇城地域	77.1%	八代地域	70.4%
上益城地域	78.0%	水俣・芦北地域	60.2%
鹿本・菊池地域	79.0%	球磨地域	67.3%
玉名地域	76.3%	天草地域	63.9%

※この耐震化率はあくまで県内における地域別の耐震化の現状と課題を整理するために県が独自で推計した参考値です。

※熊本市から提供された情報は、住調(令和5年10月時点)からの推計による。

それ以外の市町村は、固定資産課税台帳(令和7年11月時点)による算定による。

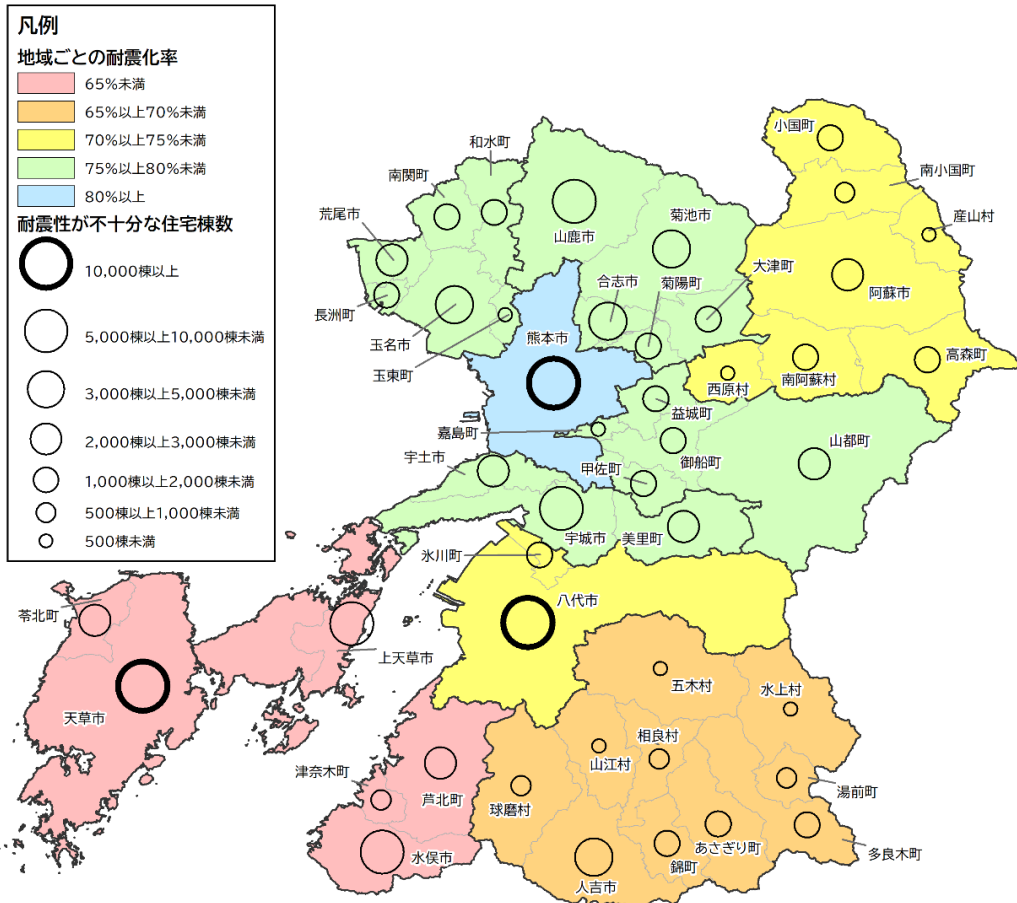
■ 市町村ごとの高齢化率

【市町村ごとの高齢化率】

地域	市町村名	高齢化率(%)	順位	地域	市町村名	高齢化率(%)	順位
熊本市	熊本市	27.5	41	阿蘇地域	産山村	43.9	19
宇城地域	宇土市	31.7	39		高森町	46.2	8
	宇城市	36.4	32		西原村	32.5	38
	美里町	51.0	3		南阿蘇村	45.2	15
上益城地域	御船町	34.6	37	八代地域	八代市	35.7	34
	嘉島町	25.4	42		氷川町	42.2	20
	益城町	30.6	40	水俣・芦北地域	水俣市	44.4	17
	甲佐町	41.3	23		芦北町	47.8	5
山都町	54.1	1	津奈木町		45.9	12	
鹿本・菊池地域	山鹿市	39.9	27	球磨地域	人吉市	39.9	26
	菊池市	35.2	35		錦町	35.1	36
	合志市	24.6	43		多良木町	46.0	10
	大津町	22.9	44		湯前町	46.1	9
	菊陽町	22.1	45		水上村	47.0	7
玉名地域	荒尾市	37.3	30		相良村	46.0	11
	玉名市	35.8	33		五木村	51.3	2
	玉東町	36.8	31		山江村	38.8	28
	南関町	42.1	21		球磨村	49.8	4
	長洲町	37.4	29		あさぎり町	40.7	24
	和水町	44.7	16	上天草市	45.7	13	
阿蘇地域	阿蘇市	42.0	22	天草地域	天草市	44.0	18
	南小国町	40.4	25		苓北町	47.0	6
	小国町	45.3	14		県平均	32.6	-

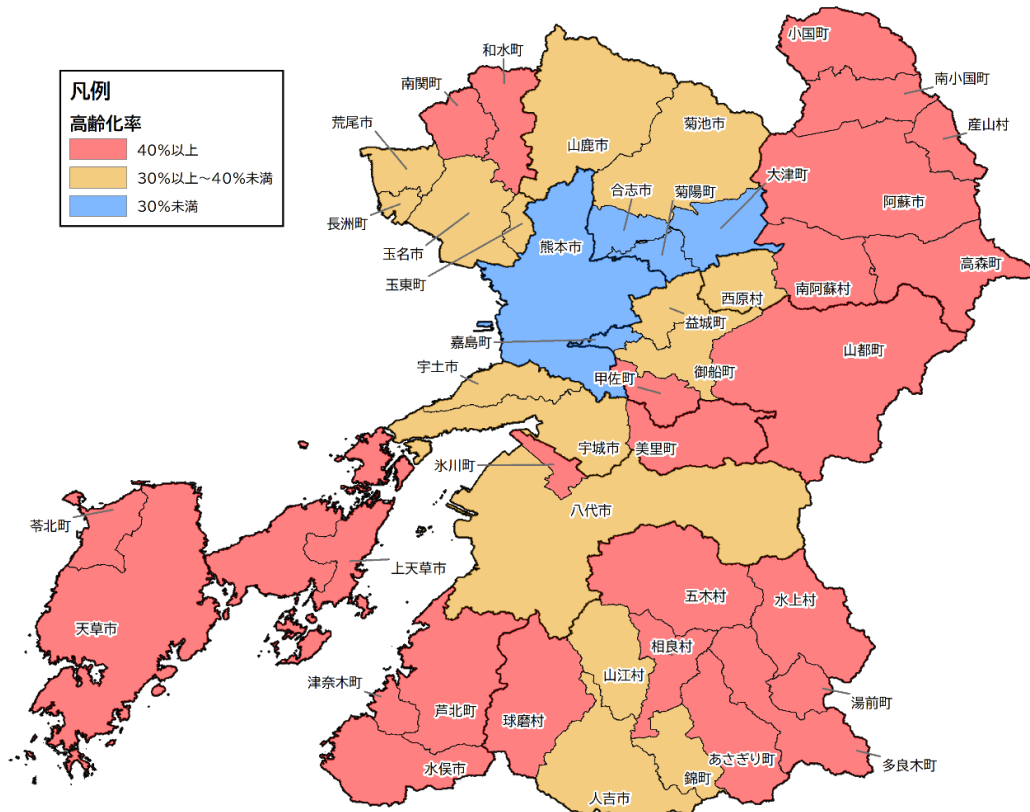
※各市町村の高齢化率については、熊本県健康福祉部長寿社会局発行の高齢者関係資料集(令和7年(2025年)9月)に記載してある令和6年10月1日現在の高齢化率を参照。

■ 地域別の住宅耐震化率の推計結果(熊本県独自調査)

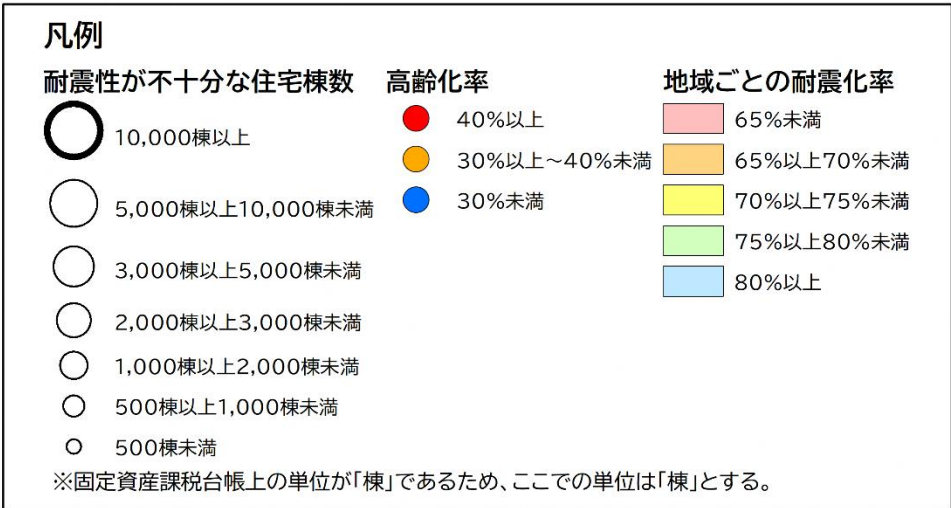
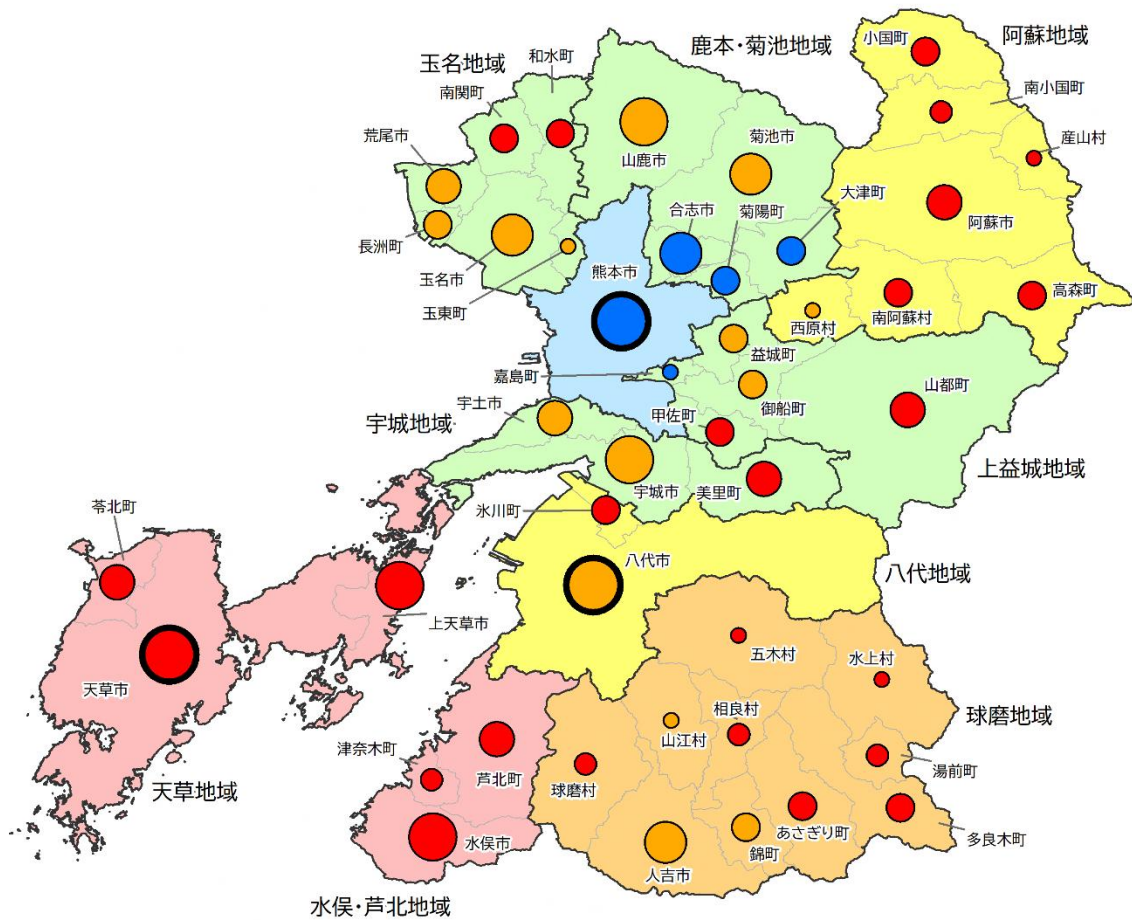


※固定資産課税台帳上の単位が「棟」であるため、ここでの単位は「棟」とする。

【地域ごとの耐震化率及び市町村ごとの耐震性が不十分な住宅棟数の分布図①】



【市町村ごとの高齢化率の分布②】



※再掲：本編記載と同じ

【地域別の住宅耐震化率などの分布図(①+②)】

6 特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震化の状況

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況（令和6年4月1日 用途別）

法 分類	用途	特定建築物数 (規模・用途の要件)			S57以降建築物数			S56以前建築物数			うち耐震診断実施数			うち耐震改修不要数			うち耐震改修実施済数			耐震性有 計 (推計数) H =B+G	耐震化率 I =H/A
		A			B			C			D			E			F				
		計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共	計	民間	公共		
ア	災害応急対策の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	111	0	71	3	40	2	37	0	5	0	29	0	37	108	97%				
		小・中学校若しくは特別支援学校等	1,858	24	1,113	13	745	11	653	3	225	0	416	3	677	1,790	96%				
イ	住民の避難場所等として使用される施設	体育館	504	24	395	13	109	11	31	3	12	0	13	3							
		幼稚園、保育所等	1,354	0	718	0	636	0	622	0	213	0	403	0							
ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所	419	40	324	27	95	13	22	2	13	2	7	0	58	382	91%				
		老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等	403	40	308	27	95	13	22	2	13	2	7	0							
エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	442	99%				
		車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	450	6	420	6	30	0	19	0	9	0	8	0							
オ	交通の拠点となる施設	駅	413	6	395	6	18	0	7	0	2	0	4	0							
		交通の拠点となる施設	37	0	25	0	12	0	12	0	7	0	4	0	1	3	100%				
カ	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0							
		公共	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
キ	ホテル、旅館	ホテル、旅館	273	40	210	29	63	11	4	3	0	6	3	34	244	89%					
		公共	273	40	210	29	63	11	4	3	0	6	3								
ク	集会場、公会堂、斎場、式場	集会場、公会堂、斎場、式場	260	29	183	23	77	6	10	2	3	0	4	1	20	68	96%				
		公共	260	29	183	23	77	6	10	2	3	0	4	1							
ケ	劇場、観覧場、映画館、演芸場	劇場、観覧場、映画館、演芸場	71	4	48	3	23	1	15	1	7	0	7	1							
		公共	71	4	48	3	23	1	15	1	7	0	7	1							
コ	博物館、美術館、図書館	博物館、美術館、図書館	20	1	16	1	4	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	51	3	32	2	19	1	15	1	7	0	7	1	6	100%					
カ	展示場	展示場	6	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0	0							
		公共	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
シ	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	3	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0							
		公共	17	0	9	0	8	0	8	0	4	0	4	0	8	17	100%				
ス	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	14	0	6	0	8	0	8	0	4	0	4	0							
セ	遊技場	遊技場	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	25	6	14	2	11	4	3	2	0	1	1	5	19	76%					
ソ	ホーリング場、スケート場、水泳場等	ホーリング場、スケート場、水泳場等	25	6	14	2	11	4	3	2	0	1	1	5	19	76%					
		公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
タ	公衆浴場	公衆浴場	23	7	19	6	4	1	2	1	0	1	1	2	21	91%					
		公共	22	7	19	6	3	1	1	1	0	1	1	1							
チ	自動車庫又は自転車庫の停留又は駐車のための施設	自動車庫又は自転車庫の停留又は駐車のための施設	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0							
		公共	13	0	11	0	2	0	2	0	2	0	0	0	2	13	100%				
ツ	事務所、研修施設、研究施設	事務所、研修施設、研究施設	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	9	0	7	0	2	0	2	0	2	0	0	0							
テ	工場、作業場、処理場	工場、作業場、処理場	9	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	6	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	89%					
ト	共同住宅、下宿、寄宿舎など	共同住宅、下宿、寄宿舎など	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	54	9	52	8	2	1	2	1	1	0	1	1	2	54	100%				
ナ	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	50	8	49	8	1	0	1	0	1	0	0	0							
		公共	4	1	3	0	1	1	1	0	0	1	1	1	2	54	100%				
ニ	緊急輸送道路沿道建築物	緊急輸送道路沿道建築物	507	131	377	93	130	38	35	11	16	2	14	6	77	454	90%				
		公共	461	131	344	93	117	38	24	11	8	2	12	6							
ノ	工場、作業場、処理場	工場、作業場、処理場	46	0	33	0	13	0	11	0	8	0	2	0							
		公共	229	9	194	4	35	5	9	2	2	1	6	0	21	215	94%				
ハ	共同住宅、下宿、寄宿舎など	共同住宅、下宿、寄宿舎など	210	9	180	4	30	5	4	2	2	1	1	0							
		公共	19	0	14	0	5	0	5	0	0	0	5	0							
ヘ	小計	小計	2,856	146	2,281	121	575	25	415	1	408	0	4	0	534	2,815	99%				
		公共	1,973	141	1,803	117	170	24	13	0	10	0	2	0							
ホ	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	883	5	478	4	405	1	402	1	398	0	2	0							
		公共	7,263	463	5,388	341	1,875	122	1,241	29	697	5	510	17	1,548	6,936	95%				
ヘ	緊急輸送道路沿道建築物	緊急輸送道路沿道建築物	4,709	449	3,977	332	732	117	124	26	52	5	53	15							
		公共	2,554	14	1,411	9	1,143	5	1,117	3	645	0	457	2							
ヘ	小計	小計	295	0	179	0	116	0	4	0	2	0	2	0	53	232	79%				
		公共	293	0	177	0	116	0	4	0	2	0	2	0							
ヘ	緊急輸送道路沿道建築物	緊急輸送道路沿道建築物	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		公共	956	956	539	539	417	5	3	3	0	0	0	0	209	748	78%				
ヘ	※但し、建築物数に第1号及び第2号に該当するものを含まません。	※但し、建築物数に第1号及び第2号に該当するものを含まません。	952	952	535	535	417	5	3	3	0	0	0	0							
		公共	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0							
ヘ	合計	合計	8,514	1,419	6,106	880	2,408	539	1,250	34	702	8	512	17	1,810	7,916	93.0%				
		公共	5,954	1,401	4,689	867	1,265	534	133	31	57	8	55	15							
ヘ	合計	合計	2,560	18	1,417	13	1,143	5	1,117	3	645	0	457	2							
		公共																			

※1 本表において「特定建築物」とは、法第14条各号に掲げる建築物で、既存耐震不適格建築物以外を含みます。
 ※2 耐震性有（推計数）Gは、S56以前建築物で耐震診断未実施のものについて「国の推計方法」に基づき推計した値を含みます。

7 緊急輸送道路について

緊急輸送道路等の指定

県促進計画において法第5条第3項第3号の規定に基づく道路として指定している緊急輸送道路を以下の表に示します。また、市町村は、必要に応じて、市町村が定める建築物耐震改修促進計画において、法第6条第3項の規定に基づく道路として避難路等を設定するものとします。

また、緊急輸送道路ネットワーク路線が見直された場合は、本計画で指定する道路について検討を行い、別途知事が定めることとします。

【緊急輸送道路ネットワーク路線一覧表(令和6年3月時点)】

区分	道路種別	道路名	延長(km)	道路管理者	区分	道路種別	道路名	延長(km)	道路管理者
第一次	高規格幹線道路	九州縦貫自動車道鹿児島線	134.7	ネクスコ西日本	第一次	高規格幹線道路	熊本天草幹線道路(松島有料道路)(知十IC~上津浦IC)	10.6	熊本県
	国道(指)	国道3号	140.7	国土交通省		国道(指)	国道3号(植木バイパス)	2.2	国土交通省
	国道(指)	国道57号	95.6	国土交通省		臨港道路	臨港道路東西幹線	0.6	八代市
	国道(指)	国道208号	24.3	国土交通省		臨港道路	臨港道路大島線	1.3	八代市
	国道	国道212号	22.3	熊本県		臨港道路	臨港道路外港南北線	1.0	八代市
	国道	国道218号	56.6	熊本県		臨港道路	臨港道路1号線	1.6	熊本市
	国道	国道219号	88.0	熊本県		主要地方道	菊池赤水線(県道23号)	4.6	熊本県
	国道	国道221号	13.8	熊本県		一般県道	平山荒尾線(県道314号)	5.4	熊本県
	国道	国道266号	156.2	熊本県、熊本市		一般県道	本渡港線(県道308号)	0.7	熊本県
	国道	国道268号	15.4	熊本県		一般県道	新高高浜港線(県道280号)	1.1	熊本県
	国道	国道324号	60.3	熊本県		一般県道	天草空港線(県道334号)	0.9	熊本県
	国道	国道325号	56.5	熊本県		一般県道	北外輪山大津線(県道339号)	13.0	熊本県
	国道	国道387号	28.9	熊本県、熊本市		市道	秋津新町新外3丁目第1号線(2級)	1.1	熊本市
	国道	国道389号	45.6	熊本県		高規格幹線道路	南九州西回り自動車道(芦北IC~水俣IC)	13.3	国土交通省
	国道	国道442号	15.3	熊本県		高規格幹線道路	九州横断自動車道延岡線(小池高山IC~山都中島西IC)	10.8	国土交通省
	国道	国道443号	19.0	熊本県		国道	国道265号	5.3	熊本県
	国道	国道445号	11.6	熊本県		国道	国道387号	2.2	熊本県
	国道	国道501号	40.4	熊本県、熊本市		国道	国道389号	1.8	熊本県
	主要地方道	熊本玉名線(県道1号)	27.7	熊本県、熊本市		国道	国道445号	2.4	熊本県
	主要地方道	大牟田南関線(県道5号)	2.9	熊本県		主要地方道	大牟田植木線(県道3号)	0.8	熊本県
	主要地方道	南関大牟田北線(県道10号)	1.6	熊本県		主要地方道	大牟田南関線(県道5号)	2.3	熊本県
	主要地方道	別府一の宮線(県道11号)	22.7	熊本県		主要地方道	玉名立花線(県道6号)	0.6	熊本県
	主要地方道	天瀬阿蘇線(県道12号)	7.2	熊本県		主要地方道	八代鏡線(県道42号)	0.7	熊本県
	主要地方道	八代鏡宇土線(県道14号)	23.2	熊本県		一般県道	寺田岱明線(県道347号)	7.4	熊本県
	主要地方道	玉名山鹿線(県道16号)	15.0	熊本県		市道	月出1丁目目出8丁目第1号線(1級)	0.9	熊本県
	主要地方道	熊本停車場線(県道22号)	1.3	熊本市		高規格幹線道路	熊本天草幹線道路(三角大矢野道路)(みすみIC~登立IC)	3.7	熊本県
	主要地方道	本渡下田線(県道24号)	13.5	熊本県		高規格幹線道路	熊本西環状線(下郷川工区・花園工区)(一)砂原四方奇線(県道342号))	4.6	熊本市
	主要地方道	芦北球磨線(県道27号)	13.7	熊本県		国道	国道57号(北側復旧道路)	11.9	国土交通省
	主要地方道	熊本高森線(県道28号)	10.4	熊本県		国道	国道266号(望藤峠拡幅)	2.1	熊本県
	主要地方道	荒尾南関線(県道29号)	6.9	熊本県		国道	国道442号(黒川バイパス)	2.3	熊本県
	主要地方道	熊本益城大津線(県道36号)	16.1	熊本県、熊本市		主要地方道	玉名八女線(県道4号)	1.0	熊本県
	主要地方道	本渡苓北線(県道44号)	3.4	熊本県		主要地方道	荒尾南関線(県道29号)	0.6	熊本県
	主要地方道	阿蘇公園菊池線(県道45号)	22.9	熊本県		一般県道	平山荒尾線(県道314号)	1.3	熊本県
	主要地方道	荒尾長洲線(県道46号)	9.8	熊本県		一般県道	内牧坂梨線(県道213号)(三野工区)	1.6	熊本県
	主要地方道	本渡五和線(県道47号)	10.7	熊本県		都市計画道路	荒尾海岸線	1.1	熊本県
	主要地方道	熊本港線(県道51号)	8.6	熊本市		主要地方道	荒尾長洲線(野原BP)	1.6	熊本県
	一般県道	熊本空港線(県道103号)	4.8	熊本市		国道	国道325号(新阿蘇橋)	1.0	熊本県
	一般県道	大牟田荒尾線(県道126号)	3.2	熊本県		高規格幹線道路	九州横断自動車道延岡線	10.4	国土交通省
	一般県道	小池竜田線(県道232号)	0.9	熊本市		高規格幹線道路	熊本西環状線(池上工区)(一)砂原四方奇線(県道342号))	4.6	熊本市
	一般県道	八代港大手町線(県道250号)	3.4	熊本県		高規格幹線道路	熊本天草幹線道路(本渡道路)	1.3	熊本県
	一般県道	都築横手線(県道251号)	1.6	熊本県		国道	国道3号(植木バイパス)	0.9	国土交通省
	一般県道	八代港線(県道336号)	6.6	熊本県		国道	国道389号(下田南バイパス)	1.7	熊本県
	市道	水前寺公園水前寺6丁目第1号線(1級)	0.9	熊本市		国道	国道501号(飽田バイパス)	3.4	熊本市
	市道	紺屋今町花畑町第1号線(1級)	0.6	熊本市		一般県道	池上インター線(県道344号)(池上工区)	1.0	熊本市
	市道	二本木2丁目新大江1丁目第1号線(1級)	3.3	熊本市		一般県道	内牧坂梨線(県道213号)	3.4	熊本県
市道	本荘5丁目常山9丁目第1号線(1級)	5.8	熊本市	一般県道	玉名植木線(県道113号)	0.4	熊本県		
市道	小山町平山町第1号線(その他)	1.2	熊本市	一般県道	北外輪山大津線(県道339号)	0.9	熊本県		
町道	曲手小山線	2.8	菊陽町	主要地方道	玉名八女線(県道4号)	1.5	熊本県		
高規格幹線道路	南九州西回り自動車道(八代JCT~日奈久IC)	12.0	ネクスコ西日本	主要地方道	玉名立花線(県道6号)	2.6	熊本県		
高規格幹線道路	〃(日奈久IC~芦北IC)	16.8	国土交通省	主要地方道	玉名山鹿線(県道16号)	0.4	熊本県		
高規格幹線道路	九州横断自動車道延岡線(嘉島JCT~益城料金所)	0.9	ネクスコ西日本	一般県道	大浦港線(県道109号)	1.5	熊本県		
高規格幹線道路	〃(益城料金所~小池高山IC)	0.8	国土交通省	市道	市町村道	0.6	玉名市		
国道(指)	国道3号(熊本北バイパス)	7.7	国土交通省	都市計画道路	野口島崎線(島崎工区)	0.8	熊本市		
国道(指)	国道208号(玉名バイパス)	8.4	国土交通省	都市計画道路	野口島崎線(野口工区)	1.2	熊本市		
高規格幹線道路	熊本天草幹線道路(松島有料道路)(合津IC~知十IC)	3.3	熊本県	臨港道路	臨港道路東西幹線	3.5	八代市		
								一次合計	1,493.3

※第一次：地域相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線（災害対策本部や地方生活圏の中心都市等を接続する）

※第二次：飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない

区分	道路種別	道路名	延長(km)	道路管理者	区分	道路種別	道路名	延長(km)	道路管理者
第二次	国道	国道212号	12.2	熊本県	第二次	主要地方道	熊本田原坂線(県道31号)	1.6	熊本市
	国道	国道265号	40.3	熊本県		主要地方道	牛深天草線(県道35号)	3.1	熊本県
	国道	国道267号	14.5	熊本県		主要地方道	熊本菊鹿線(県道37号)	5.2	熊本県
	国道	国道387号	23.8	熊本県		主要地方道	宇土甲佐線(県道38号)	1.6	熊本市
	国道	国道388号	18.3	熊本県		主要地方道	南小国波野線(県道40号)	14.4	熊本県
	国道	国道443号	54.7	熊本県		主要地方道	錦湯前線(県道43号)	8.2	熊本県
	国道	国道445号	99.4	熊本県		主要地方道	宇土不知火線(県道58号)	0.6	熊本県
	主要地方道	玉名立花線(県道6号)	10.4	熊本県		一般県道	嘉島甲佐線(県道106号)	1.2	熊本県
	主要地方道	日田鹿本線(県道9号)	6.8	熊本県		一般県道	笹倉久住線(県道131号)	0.5	熊本県
	主要地方道	天瀬阿蘇線(県道12号)	3.5	熊本県		一般県道	南小国上津江線(県道134号)	7.1	熊本県
	主要地方道	菊池鹿北線(県道18号)	15.1	熊本県		一般県道	幸川鹿本線(県道138号)	0.6	熊本県
	主要地方道	菊池赤水線(県道23号)	11.3	熊本県		一般県道	旭志鹿本線(県道139号)	1.5	熊本県
	主要地方道	本渡牛深線(県道26号)	47.7	熊本県		一般県道	河陰阿蘇線(県道149号)	4.7	熊本県
	主要地方道	熊本高森線(県道28号)	46.7	熊本県、熊本市		一般県道	小国停車場線(県道178号)	0.2	熊本県
	主要地方道	大津植木線(現道)(県道30号)	10.3	熊本県		一般県道	南田内大臣線(県道180号)	0.7	熊本県
	主要地方道	人吉水上線(県道33号)	24.7	熊本県		一般県道	原立門線(県道205号)	8.7	熊本県
	主要地方道	松島馬場線(県道34号)	23.1	熊本県		一般県道	並建熊本線(県道227号)	3.6	熊本市
	主要地方道	南小国波野線(県道40号)	13.3	熊本県		一般県道	小島新町線(県道237号)	0.2	熊本市
	主要地方道	高森波野線(県道41号)	8.0	熊本県		一般県道	御船甲佐線(県道239号)	2.4	熊本県
	主要地方道	錦湯前線(県道43号)	12.2	熊本県		一般県道	田浦港線(県道269号)	0.8	熊本県
	主要地方道	多良木相良線(県道48号)	15.1	熊本県		一般県道	中小野浦川内線(県道312号)	0.8	熊本県
	主要地方道	熊本大津線(県道49号)	3.6	熊本県		一般県道	住吉熊本線(県道316号)	0.6	熊本市
	主要地方道	小川泉線(県道52号)	33.0	熊本県		一般県道	原植木線(県道329号)	1.2	熊本県
	主要地方道	人吉インター線(県道54号)	1.3	熊本県		一般県道	北外輪山大津線(県道339号)	1.8	熊本県
	主要地方道	山鹿植木線(県道55号)	13.2	熊本県		都市計画道路	野口島崎線(島崎工区)	2.8	熊本県
	一般県道	長洲玉名線(県道112号)	5.1	熊本県		都市計画道路	本狂犬淵線	5.4	熊本県、熊本市
	一般県道	高森竹田線(県道135号)	9.5	熊本県		都市計画道路	坪井龍田内線	0.5	熊本市
	一般県道	幸川鹿本線(県道138号)	1.5	熊本県、熊本市		都市計画道路	子飼新大江線	1.9	熊本市
	一般県道	相良人吉線(県道162号)	2.4	熊本県		都市計画道路	二本木新大江線	0.4	熊本市
	一般県道	大野下停車場線(県道169号)	0.8	熊本県		一般県道	田迎木原線	2.9	熊本県、熊本市
	一般県道	戸島熊本線(県道228号)	1.4	熊本市		市道	南田尻榎津第1号線	1.8	熊本市
	一般県道	益城菊陽線(県道235号)	3.2	熊本県		市道	古閑廻江第1号線	0.5	熊本市
	一般県道	皆越免田線(県道260号)	3.0	熊本県		市道	廻江新第1号線	0.5	熊本市
	一般県道	龍ヶ岳御所浦線(県道333号)	6.5	熊本県		市道	清藤第1号線	0.4	熊本市
	市道	鹿瀬瀬町小山7丁目第1号線(2級)	2.1	熊本市		市道	島田城南橋線	1.6	熊本市
	主要地方道	宮原五木線(県道25号)	31.4	熊本県		市道	宮地第15号線	1.0	熊本市
	主要地方道	八代鏡線(県道42号)	3.0	熊本県		市道	宮地さんさん1丁目第1号線	0.8	熊本市
	主要地方道	水保田浦線(県道56号)	31.9	熊本県		一般県道	小島新町線	0.5	熊本市
	一般県道	堂園小森線(県道206号)	4.4	熊本県		都市計画道路	新町戸坂線	0.7	熊本市
	一般県道	八代不知火線(県道338号)	24.4	熊本県		都市計画道路	麦島線	0.4	八代市
	市道	野中3丁目目迎5丁目第1号線(1級)	4.4	熊本市		町道	市町村道	0.5	津奈木町
	国道	国道443号(旧道)	2.1	熊本県		市道	市町村道	1.3	天草市
	主要地方道	熊本高森線(県道28号)	2.6	熊本市		市道	市町村道	0.6	八代市
	主要地方道	大津植木線(旧道)(県道30号)	3.9	熊本県		町道	市町村道	2.5	氷川町
	主要地方道	錦湯前線(県道43号)	1.8	熊本県		町道	市町村道	1.1	美里町
	一般県道	鏡宮原線(県道156号)	2.8	熊本県		町道	市町村道	0.8	長洲町
	一般県道	上色見草部線(県道218号)	0.1	熊本県		市道	市町村道	0.5	玉名市
市道	河内町船津河内町野出第1号線	2.4	熊本市	市道	市町村道	0.2	熊本市		
都市計画道路	旭町木倉線	1.3	御船町	市道	市町村道	0.5	荒尾市		
都市計画道路	南部幹線(Ⅱ工区)	1.0	八代市	村道	市町村道	0.9	南阿蘇村		
主要地方道	大津植木線(辻久保バイパス)	1.2	熊本県	村道	市町村道	1.1	南阿蘇村		
一般県道	花園インター線(県道343号)(花園工区)	2.1	熊本市	市道	市町村道	0.3	阿蘇市		
都市計画道路	南部幹線(Ⅰ工区)	1.0	熊本県	町道	市町村道	0.3	小国町		
一般県道	新山原水線(原水工区)	1.2	熊本県	市道	市町村道	0.5	荒尾市		
一般県道	幸川鹿本線(幸川工区)	1.5	熊本県	町道	市町村道	0.2	南関町		
国道	国道445号(椎原工区)	0.8	熊本県	市道	市町村道	0.4	熊本市		
都市計画道路	花園上熊本線	1.4	熊本市	町道	市町村道	0.8	菊陽町		
都市計画道路	池田町花園線	0.5	熊本市	町道	市町村道	1.2	菊陽町		
都市計画道路	野口島崎線	0.2	熊本市	町道	市町村道	0.5	菊陽町		
都市計画道路	新町戸坂線	0.8	熊本市	町道	市町村道	0.1	菊陽町		
主要地方道	大津植木線(県道30号)	3.0	熊本市	二次合計		836.3			

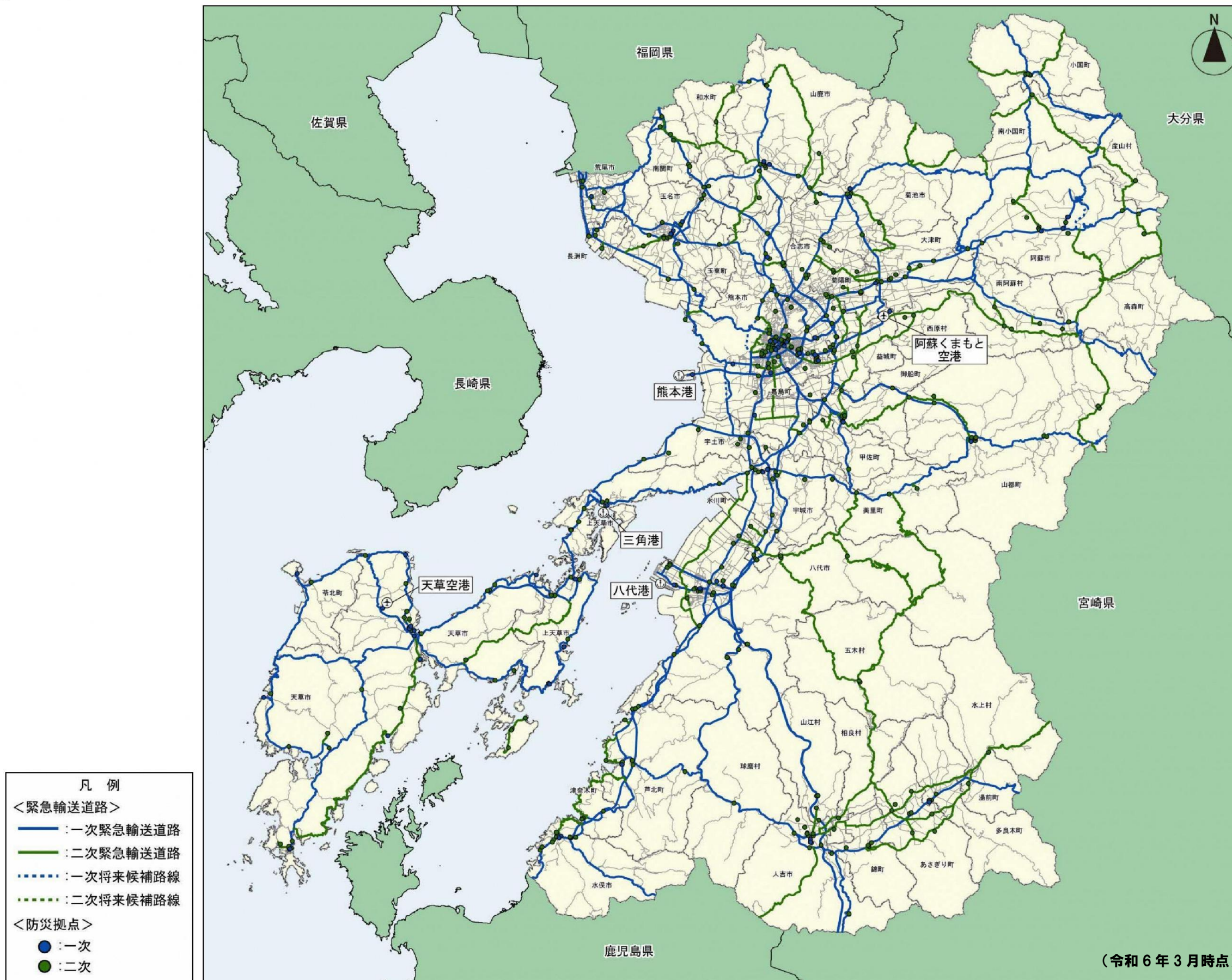
※第一次：地域相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線（災害対策本部や地方生活圏の中心都市等を接続する）

※第二次：飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線

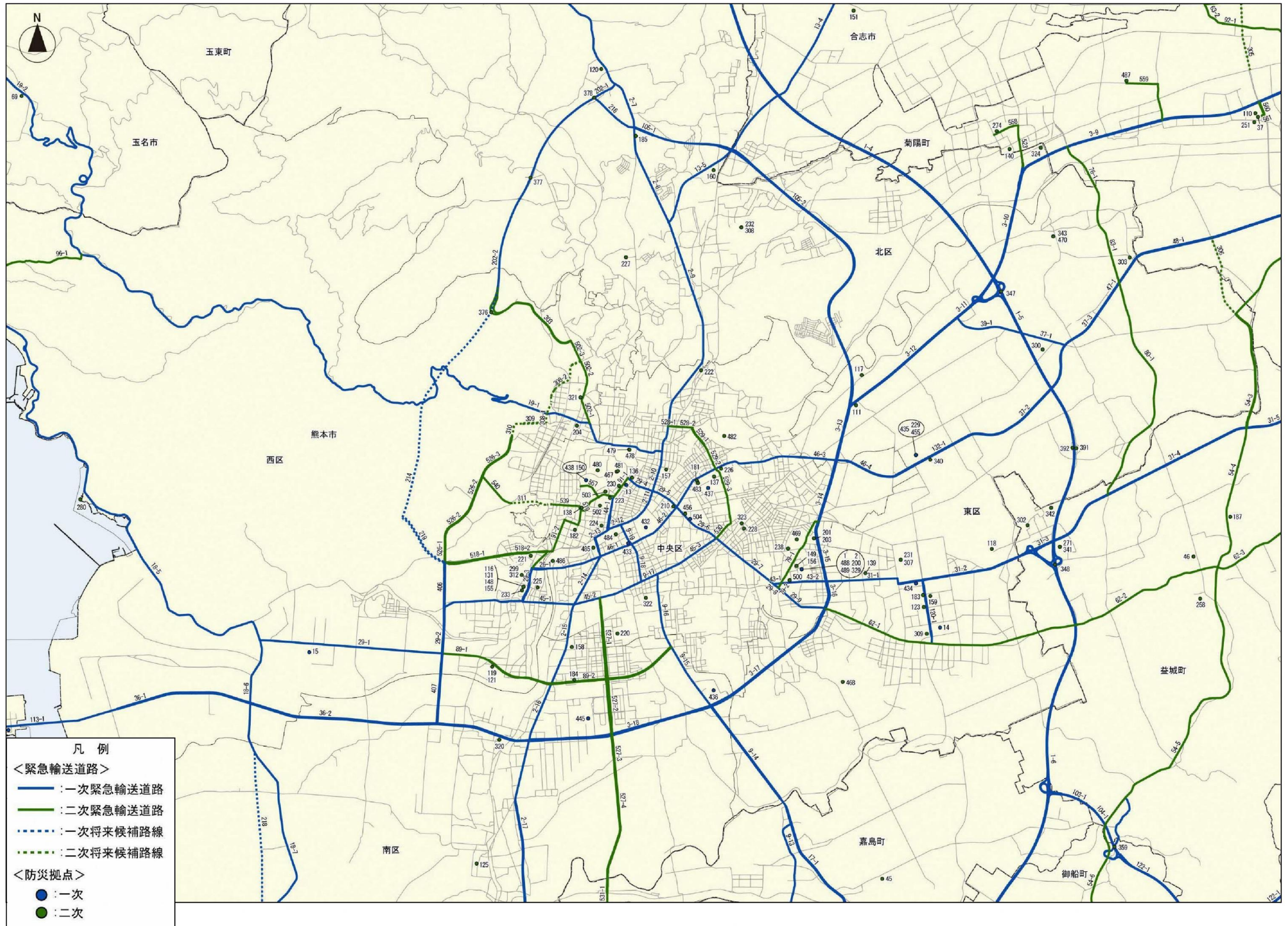
※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない

緊急輸送道路ネットワーク図

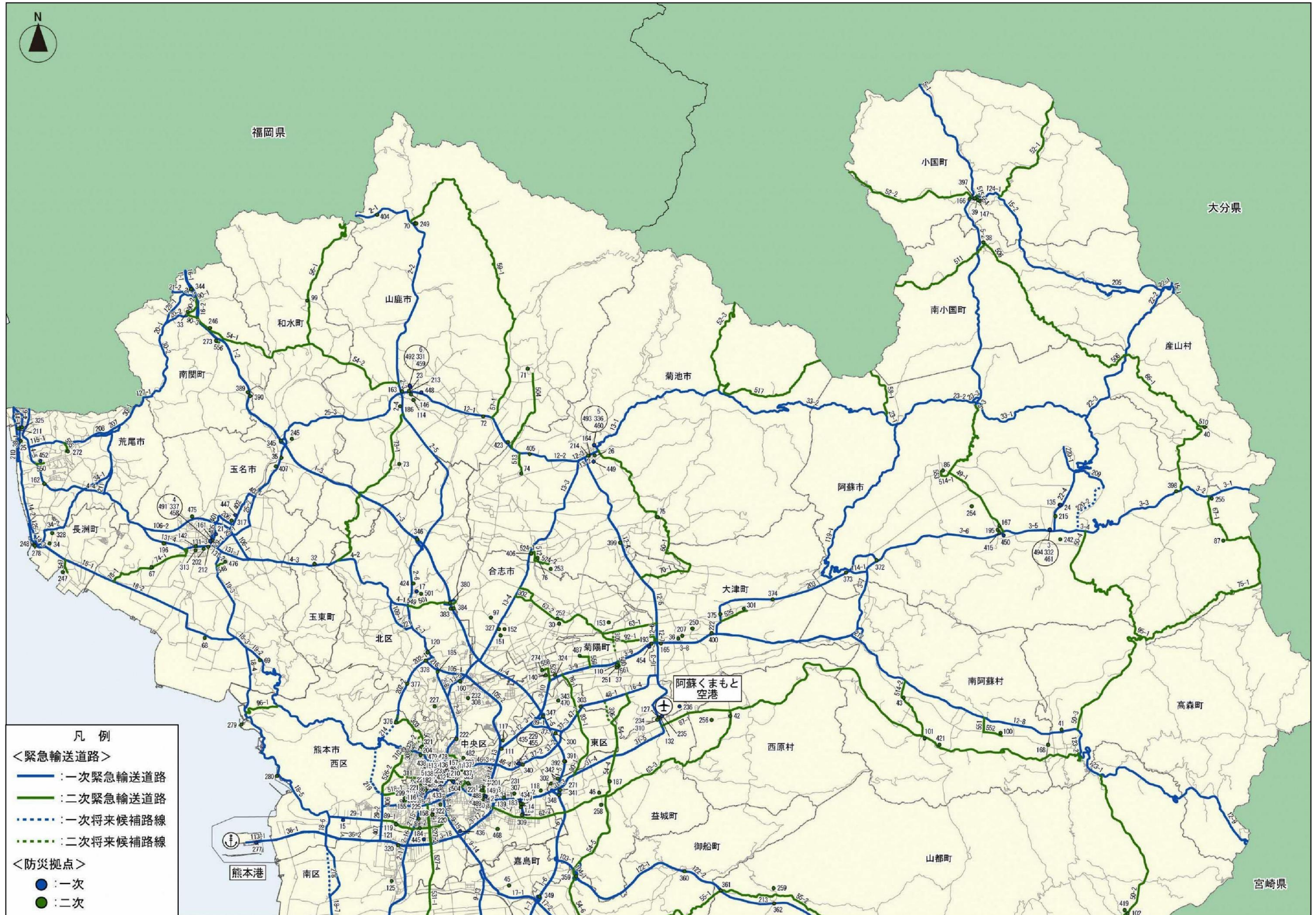
緊急輸送道路ネットワーク図



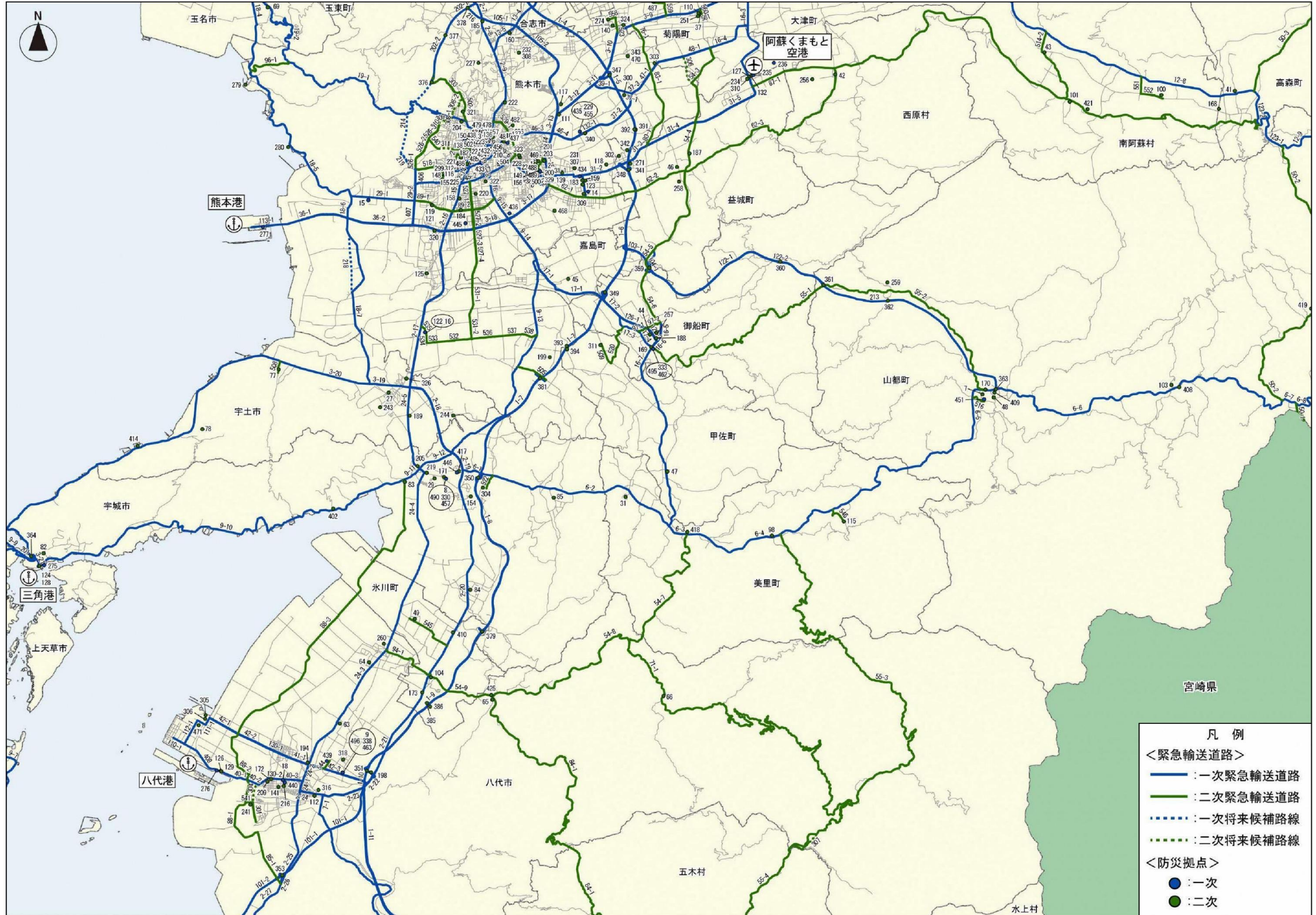
【熊本市拡大図】



【熊本県北部拡大図】



【熊本県央部拡大図】



【熊本県南部拡大図】



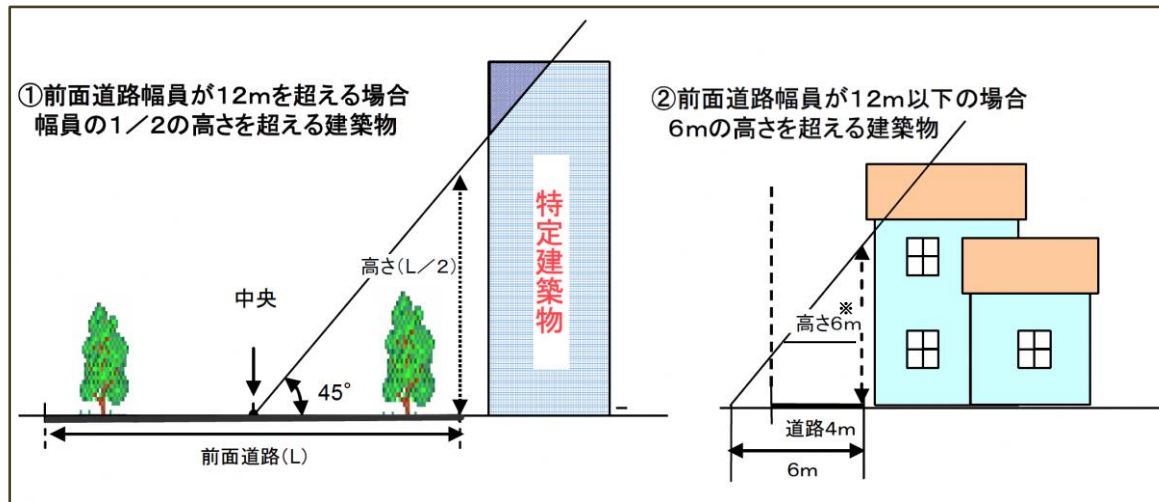
【天草地域拡大図】



■ 緊急輸送道路沿道の対象特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条第 3 号の規定により、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、所有者に対して耐震改修の努力義務が課される建築物の規模要件は下図に示すとおりです。

【多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物】



※ 前面道路の境界から建築物が後退している場合は、6mに後退距離を加えた高さとする。

8 関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) (抜粋)

令和8年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

- 第10条** 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第12条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

- 第13条** 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第15条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- (一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第16条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第4章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

- 第17条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第2条第14号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第15号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第5号口及び第6号口において同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第2項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第2項の規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第8項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第9項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第2項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第5号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第6号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第18条 計画の認定を受けた者（第28条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第19条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第21条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第 23 条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第 24 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第 3 項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各 4 分の 3（これを下回る割合（2 分の 1 を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議」とあり、及び同条第 3 項中「集会において、区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各 4 分の 3（これを下回

る割合（2分の1を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議」とあるのは、「集会の決議」とし、同条第5項の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第26条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第27条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7章 建築物の耐震改修に係る特例（略）

第8章 耐震改修支援センター（略）

第9章 罰則（略）

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

第2条 （略）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
- 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(以下略)

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号) (抜粋)

最終改正：令和6年10月11日政令第312号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 (略)

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第2条 法第5条第3項第1号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第8項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定め

るもの

(耐震不明建築物の要件)

第3条 法第5条第3項第1号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあつては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第137条の2第3号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が12メートル以下の場合 6メートル

ロ 当該前面道路の幅員が12メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館

- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第 14 条第 1 号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数 2 及び床面積の合計 500 平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第 8 号若しくは第 9 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数 2 及び床面積の合計 1,000 平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第 1 号から第 7 号まで若しくは第 10 号から第 18 号までに掲げる建築物 階数 3 及び床面積の合計 1,000 平方メートル
 - 四 体育館 階数 1 及び床面積の合計 1,000 平方メートル
- 3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 14 条第 1 号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
- （危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）**
- 第 7 条** 法第 14 条第 2 号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項 に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項 に規定する毒物又は同条第 2 項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第 14 条第 2 号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10 トン
 - ロ 爆薬 5 トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
 - ニ 銃用雷管 500 万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル

- ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第 2 条第 7 項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令 別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30 トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
- 五 マッチ 300 マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第 8 号に掲げるものを除く。） 2 万立方メートル
- 七 圧縮ガス 20 万立方メートル
- 八 液化ガス 2,000 トン
- 九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン
- 十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 8 条 法第 15 条第 2 項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第 14 条第 2 号 に掲げる建築物
- 2 法第 15 条第 2 項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 前項第 1 号から第 16 号まで又は第 18 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計 2,000 平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計 750 平方メートル

三 小学校等 床面積の合計 1,500 平方メートル

四 前項第 19 号に掲げる建築物 床面積の合計 500 平方メートル

3 前項第 1 号から第 3 号までのうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第 1 号から第 3 号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第 9 条 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項の規定により、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項の規定により、その職員に、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第 10 条 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項の規定により、法第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第 11 条 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第 12 条 法第 29 条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 11 条第 3 項第 2 号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第 4 号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 (略)

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第 2 条 法附則第 3 条第 1 項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第 8 条第 1 項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第 19 号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに

限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第8条第1項第1号から第7号まで又は第9号から第16号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数3及び床面積の合計5,000平方メートル

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

ハ 第8条第1項第8号又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計5,000平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500平方メートル

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000平方メートル

ヘ 第8条第1項第19号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

三 第3条に規定する建築物であること。

2 前項第2号イからホまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる要件のほか、同項第2号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第3条 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

（以下略）

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)

平成18年1月25日

国土交通省告示第184号

最終改正 令和7年7月17日 国土交通省告示第535号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）及び防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定。令和6年6月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年9月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第12条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和5年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,570万戸のうち、約570万戸（約10パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約90パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から20年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは20年間で約100万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和6年3月31日時点で耐震診断結果が公表された約11,000棟のうち、約820棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約93パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第7条第1号に掲げるものについては、令和6年3月31日時点で耐震診断結果が公表された約1,600棟のうち約240棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約85パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第7条第2号及び第3号に掲げるものについては、令和6年3月31日時点で耐震診断結果が公表された約7,300棟のうち、約4,100棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約44パーセントである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修

促進計画」という。)の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号及び第2号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な

道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において

想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘察し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第6条第3項第1号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実に見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を

む。)又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定及び法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則 (略)

(別添)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項 (略)

9 熊本県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会

■ 開催経過

学識経験者、建築関係団体等の代表で構成する「熊本県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会」の開催経過は、以下のとおりです。

【第1回策定検討委員会】

令和7年11月5日開催

議 題

- 1 熊本県建築物耐震改修促進計画（現計画）について
- 2 国の基本方針について
- 3 次期熊本県建築物耐震改修促進計画（骨子案）について
- 4 耐震改修促進計画策定スケジュール

【第2回策定検討委員会】

令和7年12月16日開催

議 題

- 1 次期熊本県建築物耐震改修促進計画（素案）について

【第3回策定検討委員会】

令和8年3月16日開催

議 題

- 1 次期熊本県建築物耐震改修促進計画の策定について

■ 委員会委員名簿

[委 員](敬称略)

氏名	所属	備考
竹内 裕希子	国立大学法人熊本大学大学院 先端科学研究部 教授	
田中 之博	一般社団法人熊本県建築士事務所協会 会長	
鐵谷 浩之	一般社団法人熊本県建築協会 会長	
南部 恭広	公立大学法人熊本県立大学 環境共生学部 准教授	委員長
野口 綾	公益社団法人熊本県建築士会女性部会 部会長	

(五十音順)

事務局：熊本県土木部建築住宅局建築課